

第四十三回 参議院 商工委員会 會議録 第十八号

(二七三)

昭和三十三年三月二十八日(木曜日)

午前十時四十一分開会

委員の異動

三月二十八日

補欠選任

丸茂 重貞君

小林 英三君

出席者は左の通り。

委員長

赤間 文三君

理事

上原 正吉君

岸田 幸雄君

近藤 信一君

向井 長年君

委員

川上 為治君

豊田 雅孝君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

久保 等君

奥 むめお君

衆議院議員

商工委員長

逢澤 寛君

国務大臣

通商産業大臣

福田 一君

政府委員

通商産業

上林 忠次君

政務次官

中小企業庁長官

榎 誠明君

振興部長

中小企業庁

加藤 悌次君

指導部長

中小企業庁

影山 衛司君

事務局側

常任委員

小田橋貞寿君

説明員

大蔵省銀行 佐々木庸一君
局検査部長

本日の会議に付した案件

○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業近代化促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤間文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について報告を申し上げます。

本日は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法案について、衆議院における修正点の説明を聞き、補足説明を聴取いたしましたのち質疑を行なうことになりましたので、御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) それではこれから議事に入ります。

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法案を一括して議題といたします。まず、衆議院における修正点の説明を聴取いたします。逢澤衆議院商工委員長。

○衆議院議員(逢澤寛君) 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法案に対する衆議院修正の趣旨を御説明申し上げます。

ただいま議題となっております中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案及び中小企業近代化促進法案は、両案とも衆議院において修正を行ないましたが、その趣旨を私から簡単に御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、中小企業者の定義に関する規定あるいは改正規定を改め、「これらの法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。」としたこと、第二に、中小企業者の定義について定める政令の内容は、国の中小企業政策の基本方針を定める法律が制定実施されるまでの間は、それまでの暫定措置として定められたものとしたことであり、中小企業者の定義について、このような修正を行なつた理由を次に申し上げます。

すなわち、政府、日本社会党及び民主社会党は、それぞれ中小企業基本法案を提出し、現在、両院の商工委員会に付託されておりますが、三案とも、中小企業者の定義については、その考案を異にしており、その調整は、基本法案の本格的審議を待つ以外にないのであります。

一方、御審議中の中小企業の近代化に関する両法案は、その内容から見て、また昭和三十三年年度予算との関係から見て、中小企業者を初め、国民多数がその早期制定を期待しているのであります。

したがって、これらの法案は、基本法案に先立つてその成立をはかるべきものと存じますが、このためには、法案中の中小企業者の定義の規定を一応切り離して処理する必要があると考えたのであります。

以上の理由に基づきまして、定義は暫定的に政令に譲り、基本法制定後にあらためて確定する趣旨の修正を行なつた次第であります。

以上御説明申し上げます。

○委員長(赤間文三君) 以上で修正点の説明を終了いたしました。次に政府委員から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(榎誠明君) 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。

まず、第一条の目的に関する規定の改正でございますが、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の共同化その他中小企業構造の高度化に必要な資金または中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付を行なう都道府県に對しまして、国が助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することが、この法律の目的であることとを明らかにしたのでございます。

第二条は、この法律で使用する用語の定義に関する規定であります。まず、中小企業者の定義でございますが、政府の原案では別途国会に提出中の中小企業基本法案に定める中小企業者の範囲と同趣旨のものを定めることとなつておりましたが、衆議院における審議の結果、ただいま逢澤委員長から

御説明ございましたように、中小企業者の範囲は具体的には政令で定めることと修正をいたしております。なお、これに伴ひまして、本条の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方針を定める法律が制定実施されるまでの暫定措置として定められたものとする旨の附則第二条の規定が新たに設けられております。

次に、中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金でございますが、簡単に申し上げますと、中小企業の近代化を二以上の中小企業者が協力して行なう場合に貸し付けられるのが中小企業高度化資金で、個々の中小企業者が行なう場合に貸し付けられるのが中小企業設備近代化資金でございます。

この二つの資金の内容につきましては、後に御説明いたします。第三条及び第三条の二で規定をいたしております。

第三条及び第三条の二は、国の助成対象となる資金の範囲及び国の助成の内容を定めた規定でございますが、第三条の改正は、中小企業高度化資金貸付制度の創設に関するものでございまして、今回の改正中最も重要なものであります。すなわち、二以上の中小企業者が協力して近代化をはかることを促進するため、従来から助成対象としておりました中小企業等協同組合等の共同施設、工場団地のほかに、新たに卸商業団地、中小商業者の協業によるスーパー・マーケット、寄合百貨店等、中小企業者の合併、共同出資により設立された法人の施設等を加へまして、

これらを貸付対象とする新しい資金貸付制度を設け、そのために必要な資金の一部を、国が都道府県に貸し付けることとするものであります。

なお、国の助成方法を都道府県に対する資金の貸し付けとし、補助金交付の方法をとりませんでしたのは、後に御説明申し上げますように、国の資金の効率的な使用をはかるためであります。これに伴いまして、従来都道府県に対する補助金交付の方法で助成しておりました工場団地、中小企業等協同組合等の共同施設につきましては、国の助成方法が都道府県に対する資金の貸付に改められることとなります。

第三条の二に規定しております中小企業設備近代化資金につきましては、条文整理の関係から全文改正の形をとっておりますが、実体的改正点はございせん。国の助成方法も、従来どおり、都道府県に対する補助金交付の方法で行なうこととしております。

したがいまして、国の助成方法が、中小企業高度化資金の場合と中小企業設備近代化資金の場合と異なることとなつたわけでございます。いずれの場合におきましても、中小企業等に対する資金の供給は、都道府県からの無利子資金の貸付という形になつております。どこが両者の相違点であるかと申しますと、都道府県へ中小企業者等から償還された資金が、中小企業設備近代化資金の場合にはそのままその都道府県の新規の貸付の財源となるのに対し、中小企業高度化資金の場合にはそれが都道府県から国に償還され再配分されることとなつていのであります。中小企業高度化資金につきましても一件当たりの貸付規模が大きいため

のが含まれておりますため、中小企業者等から償還を受けた都道府県に、新しい貸付対象がない場合、または貸付対象があつても貸付金額が償還金額より少ない場合を生ずる可能性があります。その中で、中小企業者等からの償還金を国に集中し、再配分を行なうため、資金の貸付という方法をとることとしたし、また、中小企業設備近代化資金につきましても、このような問題がありませんので、従来どおりの方法をとることとしたのであります。

なお、都道府県に対する貸付の円滑な運用をはかるため国に特別会計を設ける必要がありますので、別途中小企業高度化資金融通特別会計法案が国会に提出されております。

また、昭和三十三年年度におきましては、中小企業高度化資金貸付のため、国から都道府県への貸付金額約二十三億円を予定し、中小企業設備近代化資金のため都道府県への補助金交付額四十一億円を予定しております。これによりまして、都道府県が貸し付けます中小企業高度化資金の額は約五十億円、中小企業設備近代化資金の額は約百十六億円となる予定であります。

第四条以下の改正は、国から都道府県に対する貸付が行なわれることとなつたことに伴う所要の改正等でありま。

以上が本法案によりまして中小企業振興資金等助成法の内容についての改正であります。このよう内容の改正とあわせまして、法律の題名を中小企業近代化資金助成法と改めることとしておりますが、これは別に御審議願つております中小企業近代化促進法案等と表現をあらためてでございます。

以上をもつて本法案の御説明を終わります。

次に、中小企業近代化促進法案の主要点について御説明申し上げます。

まず、第一条は、目的に關する規定であります。この法律は業種別に中小企業の近代化を促進し、これを通じて国民経済の健全な発展に寄与することをそのねらいとしております。その方策としては、業種別に中小企業の実態を調査し、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その計画を円滑に実施するために必要な助成措置を講じまして、近代化が計画的、効率的に行なわれるよう措置いたしますことにも、需給構造の変化等に即応して事業の転換を行なうとする中小企業者に対しては、指導、助成等を通じてその転換の円滑化をはかることとしております。

第二条は、本法における中小企業者の定義を定めたものであります。政府の原案では、別途国会に提出中の中小企業基本法案に定める中小企業者の範囲と同趣旨のものを定義してあります。が、先ほど申し上げましたように、衆議院におきまして、御審議の結果、政令にゆだねることと修正をいただいてあります。

第三条は、中小企業近代化基本計画について定めた規定であり、いわば本法の中核となるべき規定であります。この中小企業近代化基本計画の策定の対象となる業種は、次の二つの要件を満たすものでなければならぬことといたしてあります。すなわち、その第一は、その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわ

れていること。第二は、その業種に關する中小企業の生産性の向上をはかることが産業構造の高度化、または国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため、特に必要であると認められることとあります。

次に、中小企業近代化基本計画についてであります。この計画に定められる事項は、大別して近代化の目標と、その目標を達成するために必要な事項とに分かれております。近代化の目標は、製造業を例にとりますと、目標年度における製品の性能または品質、生産費、適正な生産の規模または方式といったものが目標となるわけでありま。

この目標の達成のために必要な事項としては、設備の近代化、経営管理の合理化、技術、技能の向上、事業の共同化、その他の中小企業構造の高度化、競争の正常化、取引関係の改善、需要の開拓等の事項があげられてあります。業種の実態に応じ、その全部または一部を計画事項として盛り込むこととなります。このように中小企業の近代化のための体質改善、あるいは環境整備といった一連の施策を相互に有機的に関連させ総合的に遂行していくことにより、効率的に近代化を促進しようというのがこの計画のねらいとなつております。

なお、この計画を定める場合には、あらかじめ中小企業近代化審議会の意見を聞くことといたしまして、広く学識経験者の意見を取り入れ、いろいろな角度から慎重に審議し、適切なものを作り上げていくことといたします。ことに、基本計画が定められたときはこれを公表し、その周知徹底をはかることとしてあります。

第四条は、中小企業近代化実施計画について定めたものであります。基本計画は長期的な観点に立つて策定されるものであるの、その年々の実施にあつては、その年度の一般的な経済情勢その他の事情を勘案して実効を期する必要があるとあります。したがいまして、本法では、基本計画の実施をはかるために必要な実施細目としての実施計画を年々定めることとし、基本計画と同様これを公表するほか、さらにその実施の促進をはかるため、中小企業者またはその団体に対し、必要な指導を行なうこととしてあります。

第五条は、基本計画または実施計画の変更について定めたものであります。経済事情の著しい変動があつた場合においては、特に必要があると認められるときは、主務大臣はこれらの計画を変更しなければならないこととしたものであります。

第六条は、実施計画に定める中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保等について定めたものであります。計画に定められた目標を達成するためには、相当の設備投資を行なう必要があると考えられますが、これに必要な資金については、個々の企業が当然その調達に努力すべきものではあるにいたしまして、中小企業の資金調達力の現状から見ても、所要額の調達を行なうことは非常に困難であると考へられますので、政府が積極的に財政資金を確保し、あるいは融資をあっせんすることに努める旨を明らかにしたものであります。

第七条は、中小企業者もしくはその団体、または関連事業者もしくはその団体に対する主務大臣の勧告について

定めたものであります。基本計画に定める近代化の目標を達成するために必要な事項のうち、設備の近代化、経営管理の合理化、技術技能の向上等の事項は、個々の中小企業者の経営内部の問題として個々の中小企業者の努力に期待すべきものであり、国は必要な場合に指導、助成等の側面的措置をとることと足りると考えられますが、事業の共同化とか競争の正常化、取引関係の改善といった事項は、個々の中小企業者の努力だけでは解決されない問題であります。そこで、このような事項に關し、中小企業者が相互に協力して事業活動を行なうことが特に必要であると認められるときは、まず第一項でこれらの中小企業者に対し必要な勧告ができるように措置するとともに、さらに関連事業の協力をも必要とし、その協力が得られないために勧告にかかる事項の実施が著しく困難であるときには、第二項によつて勧告することができるとともに措置することとした次第であります。

なお、関連事業者とは、当該中小企業者の事業と競合し、もしくは関連する事業を行なう者でありまして、たとえば同業の大企業、競合品の生産者は前者に屬し、親事業者、周屋等中小企業者と取引関係にある事業者は後者に屬することとなります。第三項におきましては、勧告の重要性にかんがみ、これを中小企業近代化審議会の諮問事項とし、その発動の慎重を期しますとともに、各業種に關する勧告措置の運用に統一性を持たせることとしております。

第八條は、企業の合併または共同出資による新法人の設立等の場合の課税の特例について定めたものであります。中小企業の近代化の促進のために、個々の中小企業者の設備の近代化、技術水準の向上等を通じてその生産性の向上をはかることも、もちろん大いに推進されなければならないのであります。したがって、中小企業、特に小規模企業が適正規模化していくためには個々の企業が相集まつて一体化し、あるいは有機的に結合してその規模を拡大していく方向へ誘導し、助成することがきわめて有効な方策であると考えられます。したがって、本条におきましては、中小企業者が合併あるいは共同出資による新会社の設立等を行なうことにより、基本計画に定める近代化の目標に達することと認められる場合には、主務大臣がその旨を承認し、その承認を受けた合併、共同出資等については、税制上の特例を認めることとして、その推進をはかることとしたものであります。

第九條は、減価償却の特例について定めたものであります。中小企業者が健全な経営を維持しながら急速な体質の改善を行なうためには、金融上の措置と並行して自己資本の充實を促進することが重要でありますので、指定業種に關する事業を営む中小企業者に対し、その有する固定資産について特別償却を認めることとしたものであります。なお、本条及び前條の課税の特例の具体的な措置については、別途租税特別措置法によつて定められることとなっております。

第十條は、事業の転換の指導及び助成について定めたものであります。需給構造その他の経済的事項の変化に即応して事業の転換を行なうとする中小企業者の転換の円滑化をはかり、その企業主及び従業員のためのみならず、国民経済上もきわめて大切なこととあります。したがって、その事業の転換が中小企業の近代化の促進に資するようなものである場合には、中小企業者の自主的な申し出に基づき、政府が積極的に指導をし、必要がある場合には転換のために必要な資金の融通のあつせん、従事者の就職を容易にするための必要な援助に努めることとしたものであります。

第十一條から第十六條までは中小企業近代化審議会の組織運営について定めたものであります。中小企業近代化審議会は、前にも述べましたように、本法ではきわめて重要な地位を占めておりまして、近代化計画の策定、勧告、報告の徴収事項については必ず本審議会の意見を聞くこととされております。

第十七條は、報告の徴収について規定しております。すなわち実効性のある近代化計画を定め、またはその円滑な実施をはかるためには、実態を十分に把握することが不可欠でありますので、その実態を明らかにする必要がある場合には、中小企業者のみならず関連事業者からも報告を求めることができることとしたものであります。

第十八條は、主務大臣の定義の規定であります。主務大臣は当該指定業種に關する事業を所管する大臣とする旨を規定しております。ただし、関連事業者に対する勧告または報告徴収の場合には例外でありまして、対象となる関連事業者の行なう事業を所管する大臣ということになっております。

第十九條は、第十七條の報告の徴収を担保する意味での罰則に關する規定であります。報告をしない者または虚偽の報告をした者に科せられるものであります。

最後に、附則関係の規定であります。第一項は本法の施行期日の規定であります。本年四月一日から施行することとしております。

第二項は前にも述べましたように、衆議院による御修正の結果新たに追加となりました規定であります。

第三項は、現行の中小企業業種別振興臨時措置法の一部改正の規定であります。中小企業近代化促進法は、いわばこの業種別振興法を発展的に解消するものとして制定されるものであります。が、現在なお一部業種につきまして業種別振興法の指定を準備中のものもあり、また相当数の業種について実態調査を行ない、あるいは改善事項の作成作業を行なっている段階であります。と同時に、同法は昭和四十年三月三十一日限りで失効する限時法でもありますので、特に同法を廃止する措置はとらず、本法制定に伴う経過措置としてその一部を改正することとしたのであります。

第四項は本法制定に伴い、中小企業庁設置法の一部を改正するものであります。

以上をもつてこの法律案の御説明を終ります。

○委員長(赤間文三君) 以上で補足説明は終了いたしました。それではこれより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○阿部竹松君 本法案に修正提案されました衆議院の逢澤委員長にお尋ねいたしますが、政府は法律によつて中小企業とは何ぞやという定義を下されておる。ところが今修正箇所の御説明を承ると暫定的であるようですが、政令でもつて中小企業とはという修正をされておるわけですがね。何で法的に政府が明確に第二條で中小企業とは何ぞやというきめつけをしておるのに、衆議院では政令でもつてきめるということをおきめになったか、その理由をお尋ねいたします。

○衆議院議員(逢澤寛君) 今お尋ねの点は、さきに説明申し上げましたように、この第一は中小企業の定義の問題であります。それは、この法律が中小企業者また関係業者とすれば、非常に成立を期待してゐる。期待してゐるが、予算が伴つてゐる。そこで、これは早期に審議してやらぬと四月一日から実施することができない。そこで、この定義をはつきりすることに、審議が非常に長引くということになる。その長引くというところは、さきに申し上げましたように、社会党さんのほうも、その他のほうからも、中小企業の定義については御意見がある。その御意見を衆議院において審議してあります。年度内にこの法律を出すことができない。出すことができないが、予算に關係のあることで実施することができない。こういうふうな關係がありますので、そこで、この定義は御承知のよういろいろな内容がある。千万であるとか、三千万であるとか、五千万であるとかいろいろある。そこで、そうなる、

いずれ十分審議をしていただいて、いずれに決定をする時期が出てくる。決定したおりに、その決定したところに譲りたい。こういう趣旨でありますことを御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 ただいまの逄澤委員長の御説明で一応は了としますが、予算がついておりまして四月一日から実施するといつても、明確な法律でない限りはこれは議決することは、できません。と同時に、最前の御説明をお伺いすると、暫定的に政令でやつて、後に論議される中小企業基本法において中小企業の定義をきめなさいと。それによつて、その政令がどういふことになるかわかりませんけれども、基本法の定めによつて、これが右へならえといふことになるわけですがね。何で基本法を先にやらなかつたんですか。基本法のきまり方によつてこの法律が根本的に違つてきますよ。まず、基本法を先にきめて、中小企業といふものは何ぞやといふことを明確にして、しかしてこの二法案が当然論議されるべきであつて、これから本家本元の基本法を論議するの、枝葉末節の法案のほうを先にきめて、そして今度はそれを政令で定めておいてこれは暫定措置にしよう。あとどうなるか、二カ月後になるか一月後になるかわかりませんが、けれども、そのときによつて左右されるという法律を、単に、予算がついておられますから、四月一日実施だから、社会党が云々といふことは、どうも法律を立法化する院としては解はすみじやないかと思ひますが、いかがですか。

○衆議院議員(逄澤寛君) お答え申し

上げます。それは、さきにも申し上げたように、やはり時間を要するものである。しかし、法律を制定するのでありますから、これは両院とも慎重に審議しなさいかぬ。そこで、一方には、関係者大衆からいふと、法律の制定を非常に期待しておる。そこで、一応これは通過しておいて、それで定義の問題については、さきに申し上げたように、慎重審議をして、その帰結したところにそれを決定すると、こういうことでありますから、衆議院でやつたのが、これはきつめて正当なことだとわれわれは信じておる。これは何べん言つても、それはあなたの議論からいへば水かけ論になる。あなたのほうは、定義を先にきめて、なんぼ時間がかつてもかまわぬからゆつくりやつたらいいじゃないか、こういう御意見。それは国民大衆、関係者大衆の期待に反することをやることになるから、一応この法律はこういうふうな条件で制定して、そして、いろいろ御意見があるんだから、御意見がきまつたら、きまつたところにやつたらいいじゃないかといふのが衆議院の意見であります。

○阿部竹松君 あなたと議論しておつても水かけ論だといふような論争であれば、これはとつてもあなたにお尋ねしてもどうにもならないんですが、私は法律論争としてやつてゐるわけですよ、法律論争としてです。それから、たとえば政令で定められるようですよ、政令で定めて中小企業とは何ぞやといふことがきまるわけですから、特にこの九条などは相当影響があるようにですが、そういうことで、一応逄澤省の政令によつてこの法律の庇護を受け

る。しかし、基本法のきまり方によつては、君のところはこの法の適用を受けますよといふことで、一カ月ぐらいたつて、法の定めが政令で違つてくると、これは実は政令できめたことが法的に違つて参りましたら、今度は中小企業のこの本法の適用は受けませんといふことになる危険性が多分にあるんですよ。政令即法律になるという前提条件であれば別問題ですがね。しかも、中小企業基本法がまだ国会に提案されておらんといふことであれば別問題です。しかし、すでに中小企業基本法は一カ月前にも一カ月前にも国会に提案されておる。したがつて、私の言ひ分は、出されておるのですから、そのほうを先にやつて、そしてこれをもども論議すべきであつて、出されておらんで、二年後あるいは三年後というのだったら別問題ですよ。もうすでに一カ月前も一カ月前も前に出されておつて、それを、本法のほうを先に論議せんで、枝葉末節のほうを、国民が要望しておるから急いだといふことにしては、法律的に見ても、将来に禍根を残すのじゃないかといふような心配もある。どうですか。

○衆議院議員(逄澤寛君) その点は私も同感な点であります。したがつて、このことについては、衆議院において野党の諸君とも話し合ひをして、野党の諸君のほうでも、この法律案の早期通過を要望しておる。そういうふうな話し合ひによつて、この定義の解釈についてはあとの政令に譲る、こういうことに了解の上で、これはできていると御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 いや、私はその野党がどう言ひなかつたか、社会党、民社党がどう言ひなかつたか、そういうことにしては私どもは知らないです。ですから私の言ひのは、まあ了解したからこう上がつてきたのでしようが、そういうことでなしに、政令が暫定処置として今度お出しになられて、一カ月前、一カ月半後に基本法ができるのですから、そうすると、中小企業は何ぞやといふことは、政令即同じものが法律に盛られるならば別問題ですよ。しかし、違つてくると、四月一日から発足すること、四月中は中小企業であるといふことで、この二つの法律の適用を受けた企業が、法律ができることによつて、君のところは適用いたします、今度は君のところは適用だといふような、朝令暮改的なことになりはせんか、こういう心配ですね、それがあつた。しかし、それがまあどういふことか、その点が一つと、それからもう一つ、政令で定められる場合にはどういふものが政令として出されますかといふ中身について、与野党と当局と打ち合わせでもあるのですか。もしあれば、政令で定める場合には大体こういうふうな方針でいきたいといふようなことになつておるものかどうか、その点をお尋ねいたします。

○衆議院議員(逄澤寛君) あとのほうから申し上げますが、その当局との打ち合わせはあります。それから前者につきましては、先にも申し上げたやうに、大体においてこれはいろいろ意見はあるでしょう。けれども、これは政令で定めることにはしておきます。すれば、最悪の場合にあなたの仰せのやうなことがあるかもしれんけれども、それは大体ないといふ——大体に

○向井長年君 政府委員に聞きたいのですがね、これは、こういうふうにして衆議院で修正されて参議院に回された。参議院において四月一日から実施だ。そうすると、四月一日から実施だ。そういふことを言われるわけなんです。その政令は、いわゆる今後基本法が検討されますが、この検討、一カ月前あるいは一カ月前向こうに決定されると思ひますが、それまでにやはり政令を作らうといふことなんですか。その点はいかがですか。

○政府委員(橋詰誠明君) われわれとしましては、国会再開されましたならば相当早く、できるだけ早く、基本法のほうの御審議を願つておきめいたただけるものと、そういうふうに思つております。したがらうして、それまでの期間、まずこの法律を通していただくといふことによりまして、この法律だけは一応できたといふことになつて、各県等もそれぞれ準備ができます。その準備はひとつするうちに、法律もできたから、ということをやつていただきます。基本法が与野党のいろいろ御審議の結果きまつたといふことになれば、その段階に政令を出すということにしたい。ただこういうふうになりますと、もし非常にそれがおくれで困ると、その場合に、どうしても予

中小企業国です。しかし、三百二十八万とおっしゃるのはどこから出てきたか。もうすでに、何だね、三百二十八万というのは定義がきまったと同じじゃないか。その三百二十八万が三百十八万になるか三百三十八万になるかわからぬというところに問題がある。あなたが三百二十八万何千といつて正確に言うのだったら、あなたのほうで

はつきりきまつておるのじゃないか。何をものさしにするか、それにもかかかわらず、政令でどうするかということとは、衆議院の商工委員会一ぺんも話し合つておらぬということ、別にあなたの方から進んで言う必要もないから言わなかつたかもしれないけれども、政令でどういふものを出すかということが法律の改正によつて問題になるわけですから。政令がどういふものを出されるか、したがつて、まあまだ論議しておらないかもしれないけれども、あなたの答えが出ておる。式がなくて答えが出つこない。三百二十八万といふのは、どういふ公定で出てきたのか、

○政府委員(種詰誠明君) 私がむしろ三百二十八万七千と申しますのは、法人企業統計並びに事業所統計によりまして、総理府で調べました統計、その中から現在の定義、すなわち資本金一千万または三百人以下に該当するものが三百二十八万七千余りあるということとを申し上げたわけでございまして、それでは五千万にかりに引き上げられた場合に幾らふえるかということと同じ総理府の統計で調べますと、三千五百十五万えるということとを申し上げたわけでございします。

○阿部竹松君 衆議院の選挙委員長はこ

申し上げますが、私も、政府が提案する、内閣が出す法律についてもそうですが、衆議院の修正された点についても、院議で決定してきたことですから、十分尊重して論議して結論を出したいと思ひます。私も、これ以上お尋ねしませんし、これでお引き取り願いたいわけですが、ほかの諸先生方がお尋ねされる点があれば別ですが、私はこれでけっこうです。ただ、お願いしておきたいことは、基本法に一切ゆだねるわけですから、政令は暫定措置ですから、私も今までのいろいろな長い間、中小企業とは何ぞやという定義について論議をして参りました。したがって、まあ衆議院のほうと同じように真剣にこの定義について今後論議をして参りたいと思ひます。ですから、そういう点も含みになって、今後中小企業の基本法を論議されるときに、この定義については、まあ政令がどういふふうに出されるかは別として、その政令を前提条件とせぬようにひとつ御論議を、委員長特段の配慮をいただきたいということをお願い申し上げます。きょうはどうもたいへんありがとうございました。

○委員長(赤間文三君) 逢澤商工委員長に阿部さん以外の方で御質問のある方はいい機会ですから、よろしくございませうか。——じゃ、ないようですか、どうも御苦勞様でした。

○阿部竹松君 樋沼長官にお尋ねしますが、これは中小企業ばかりでない、あらゆる産業、大企業においても、合理化とか近代化という名称の法律なり、いろいろな会社が一つの企業をもち立てるとか、あるいはまた企業を興すととか、あるいは現在の企業の内容を

切りかえるというときは、常に近代化とか合理化、こういうことをいうわけですが、まあこの法律の中にもありますが、近代化、合理化、これはどういふ意味に私どもは解釈すればよろしいのですか。合理化とか近代化の差ですね。

○政府委員(樋沼誠明君) これは、近代化という言葉は特にわれわれがとりましたのは、中小企業で一番問題になるのは、これは申し上げるまでもなく生産性が低いということでございますが、この生産性が低いということをご

うしてか、その原因を考えてみますと、多分に前近代のいろいろな要素を持つておるといふふうに考えられるわけでございませう。そこで、われわれといたしましては、この前近代の要素を払拭いたしまして、できるだけ近代

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

の振興といい、あるいは合理化といふ、これは人によつて一つことをさしているといつたこともあるかも知れませんが、一種の歴史的と申しませうか、歴史の流れに沿ひまして、経済的、社会的な条件が変化しつつある現在において、新しいあすに力強く出発するといふためには、中小企業にとつて近代化という言葉をもちて表現する

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

○政府委員(樋沼誠明君) 中小企業の高度化と申しますのは、先ほども若干触れたんでございませうが、中小企業にとつて一番大きな問題は、中小企業が

○政府委員(樋沼誠明君) 中小企業の高度化と近代化でございますが、中小企業構造の高度化と申しますのは、中小

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

○政府委員(樋沼誠明君) 中小企業の高度化と近代化でございますが、中小企業構造の高度化と申しますのは、中小

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

例外はございませうが、一応製造業等につきました場合には一千万円または三百人というものが、それはその後各方面で設備投資等が行なわれまして、大体三百人の従業員を持つていては、現行法が定められた当時は、大体一千万円であ

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

○政府委員(樋沼誠明君) 政令をかりに四月一日に出さざるを得ない、そ

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

○政府委員(樋沼誠明君) 政令をかりに四月一日に出さざるを得ない、そ

○阿部竹松君 二つの法案をお尋ねすることになっていますが、まあおものに促進法のほうから先にお尋ねしたいと思ひますが、なお、関連がございませうから、飛び飛びになった場合には、ご

○政府委員(樋沼誠明君) 政令をかりに四月一日に出さざるを得ない、そ

には参りませんので、現在の法律による一千万円または三百人というものを

ないかということを申し上げておるわけでありませう。

政令としては出さざるを得ない、もしすぐ出すとすれば、ただこれは先ほど申し上げましたように、現行でいくかあるいは政府の原案でいくかということにつきましても、実際問題としてはほとんど企業の数からすると大差ないわけでございますので、準備自体としてはどっちにしろんでも支障がないという程度の事前準備が進められるものと、こう思っておりますので、基本法の御審議を待ちたいと思っておりますが、今すぐ出さざるを得ない、どうしてもいけないということになれば、これは政府としてとるべき道は、現行法一千万円ということにせざるを得ないかと考えております。

○阿部竹松君 次に、さいぜんも若干逢澤衆議院の委員長にお尋ねしたわけですが、基本法がいずれ本国会でできることとして、当然基本法が先でなければならぬという私は見解を持つておられるわけです。ですから、なぜ政府当局は基本法のほりを先に論議して決定するようにお努めにならなかったかというところが、私きわめて疑問に思つておるわけです。一番根本方針の基本法を来国会か次々の国会で論議するのなら別ですが、同じ国会で論議するのですから、そうすると基本法を、やはりどうしても当然基本法が先にならなければならぬのだし、政府としてもそうだとお思ふのですが、これはあなたのほうで

○阿部竹松君 現行法でいった場合には、長官から御説明があつた三百二十八万、こういうことになるのですね。そうするとこのほりでいくと依然として三百二十八万ということにならぬじゃないですか。

基本法をおそくお出しになったから、基本法が先になつたからということ、それから近代化促進法というものを作らなければならなかつたとその根本原因、それをお尋ねします。

○政府委員(種詰説明君)　そこで、現在の一千万円または三百人ということになると、三百二十八万七千でございします。それが五千万円または三百人、かりに上がった場合に幾らになるというのと、三百二十八万七千から三百二十九万三千五百ふえるだけでございします。三百二十八万七千を一応対象に準備を進めまして、それがその結果三百二十九万となったからといって、急にあわてなければならぬことはまずない、一番上のところを中小企業に入れられるかどうかというだけの問題でございしますので、現行法どおりにいきまして、実際の支障はほとんどないのじゃ

○政府委員(樋口誠明君) これは筋から申しますと、これは先生のおっしゃるとおり、まず基本法を作つて、それの関連法というものを御審議いただくべく、またそれで御決定いただくというのがこれ一番筋だろつと、こう存じます。ただ、先ほど逢澤委員長も申し上げます。ただ、基本法はこれはいわば憲法でございまして、それ自体では大きな方向を示すということにとどまりまして、個々の具体的な施策につきましては、それぞれの実定法にゆだねておるわけでございます。そこで大きな方向といふものにつきまして、これは御審議願つて、それをききめいた

だくということ、十分時間があればもちろんそうすべきだと思いますが、われわれといたしましては、具体的な内容を持った実定法、これが非常におくれるということになると、具体的な御迷惑を中小企業にかける。基本的な方向の憲法そのものについては考え方がどうかだこうだという非常に大きな問題でございますが、これはいわば憲法で、直接権利を付与したり、利害関係が比較的薄いものが多いございますので、順序としてある程度おくれるということもやむを得ないということ、これは順序から申せば先生のおっしゃるように、まず憲法を作って、そして大きな範圍内において一連の体系の法律を次々に審議していただくということが、これは一番望ましいこととは思いますが、しかし、逢澤委員長も申し上げましたように、いろいろな助成の面その他で、待っている中小企業者の実情等を考えますと、実定法のほうをまず先に上げていただいて、そして基本的な論議のほうは若干おくれるということも便法と申しますか、やむを得なかったのじゃないかと、こう存じております。

乗り切つて初めて真にたくましい発展ができる、そういうふうに考えるわけでございますが、そういう経済の新しい段階に入り、しかも外からの脅威というふうなものを考えざるを得ないということになつたわけでございますので、たくさんございます中小企業の中で、今特に中小企業の占めるウェートの高いものであつて、しかもその産業のその部門に属する中小企業が振興するかどうかということが、国民経済全体の産業構造を高度化することに非常に大きな影響を持ち、また国際競争力の点から申ししましても至大な関心を持たざるを得ないといったものでございますので、逐次これを取り上げまして、今まで以上の手厚い保護助成の措置を講ずることによりまして、一口も早く一本立ちできるようなふうにつけていきたいということで、そういうことで法律を御審議願つておるわけでございます。

○向井長年君　ちよつと関連で、特に政務次官に聞きたいのであります。今長官からいろいろお話ありましたか、基本法があつたになつて、関連法が先に出る、こういう形ですが、確かにこう

りますが、そういう法案を今後通過させ、促進させるために、こういう中小企業の当面する問題を早急にこれは早くしなければならぬというこういう立場に立っているならば、政治的にそういうふうな考えられたのか、その点どうなんでしょうか。

○政府委員（上林忠次君） 当面してお答えします自由化の問題に即応しまして、何とかして第一線になくはならぬ、立つためには一番風当たりの強い大企業を安全の位置に持っていかなければならぬ。これを持っていかなければならぬ。これを中企業もやっぱり弱体化する。大企業ばかりでなくて、これに従っている中小企業が相当あるのだ。その問題で先ほどから阿部氏から問題が出ていますと思いますが、いずれにしても、中小企業を育てるためには、中心になる基本的なああいうような基本産業の拡充をはからなくちゃならぬ。その問題で先ほどから論議されておるわけですが、大企業ばかりでありません、生き残させるという意味じゃないの、いまいじやないか、日本の産業はしましやないか、これに従う中小企業が

なお、近代化促進法をなぜ作らなければならぬかということをごさいます。これは御承知のように、最近中小企業を今までささえておりました経済基盤、これが自由化の推進でございますとか、あるいは高度経済成長による労働力の不足でありますとか、いろいろな面で大きく変わってきております。これからの中小企業というものは、これはひとり中小企業だけではございませぬが、日本経済全体が国際競争に直面せざるを得ない、またそれ

いう問題は促進しなければならぬ法案であると思うのですが、結局中小企業法案そのものが先ほどから阿部委員も言われたように、いわゆる大企業に対して中小企業の底上げという問題が大きな問題だろうと思う。そうすると、最近、最近というよりも現在特定産業振興措置法案、これが国会に提案されておりまして、まだ越智説明は聞いておりませんが、こういう案が大企業の今後の国際競争力を増大するという立場からああいう法案が出されてお

したがって没落する、没落するかどうかという時期にきているのじゃないか、そのどこをつかむか、中小企業合理化等から引つ張り上げるといふ問題で、先ほどから論議されておりますことは、大企業のはんとするの目ぼしい産業をまず外国の産業と対抗できるような位置に持っていくまして、これを安泰に置いて、これから関連した中小企業の発展を期したい、そして日本の産業の拡充発展を期していきたいと私は考えております。

かいたような、そういうことのほかにいろいろ金融のめんどろをみるとい

併関係は大企業と込みになっているのでございまして、はつきりした数

なんですが、百億ぐらいの金をもってしては、三百二十八万あるというので

ついては、われわれも十分だと思って
おるわけではございません。しかし、

とを大臣もおっしゃっておるわけですが、これではとうてい法案の趣旨とい

うものが生きてこないような気がするのですがね。ないよりはましだということになりはせぬですか。

○国務大臣(福田一君) こういふものは、見方といふと、数字のとり方等でもいろいろ変わって参ります。われわれとしては、この日本の国力の段階において、また日本の経済の段階において、また予算の段階において、満足できないけれども、まあがまんせざるを得ないということでありまして、あるいはあなたのおっしゃる通りに、もし大したことはないということになれば、むしろないよりはましだということになるかとも思いますが、少なくとも前向きな姿勢で中小企業に取り組んで、量は少ないけれども、前向きな姿勢におおしことだけは御理解をいただきと思う、かように考えておるのであります。

○阿部竹松君 次に御尋ねしますが、この法案の中に、三百二十八万か三百三十万ある中小企業の中で該当する種目をあげておられますが、「工業、鉱業、運送業その他」、「その他」というのはまあ業種とか、建築とかが入るかと思うのですが、大体この「その他の業種」というのはどういふものが入るとお考えになっておられるわけですか。

○政府委員(橋詰誠明君) この中には運輸業でありますとか、建設業でありますとか、それから金融、保険、不動産といったようなものがございます。それからこのほか公益事業でございます。電氣、ガスといったようなものがございます。

○阿部竹松君 そうしますと、相当なものが入ると同時に、相当な種類の産業がはずれるということになります

が、同じ中小企業でも、これは企業庁長官、あれですね、純然たる個人の中小企業と、大企業の系列会社の中小企業がありまね。その差等はもう全然この法の施行に当たって見ないのですか。

○政府委員(橋詰誠明君) 私先ほど三百二十八万七千というふうに申し上げましたが、そのうち法人企業は約五十六万六千程度で、あとの二百八十万ばかりはこれは個人企業でございます。大部分は町で一番われわれの身近にございまして小売商店といったようなものが多いわけでございます。個人企業が大体二百八十万、それから法人企業が五十万、大きく分けるとそういうようなことでございます。

○阿部竹松君 それが第二条の三ですか、二条の三に書いてある会社及び個人というふうに政令で定めることになっておりますが、それに該当するのですか。

○政府委員(橋詰誠明君) この二条は、先ほど申し上げましたように、一応衆議院で御修正いただいたわけでございますので、今政令ということになっておりますが、われわれは原案を出しましたときに、ここにありますのは、現在の定義におきまして、原則として一千万円または三百人、ただ鉱業関係については、石炭にいたしましては、金属鉱山にいたしましては千人、同じ工業でもゴムの関係あるいは陶磁器の関係というようなのは九百人、繊維の染色整理では六百人までを一応中小企業と見るといふふうに、それぞれ業種によりまして必ずしも画一には律することができない面がございますので、われわれ政府原案におきまして

ては、特に第三項を設けまして、一律にいかないところを拾う、これは現行法でも大体こういうことをやっておるわけでございます。ですから、鉱山でありますとか、あるいは繊維の特殊の部門、あるいはゴム、陶磁器といったようなところについては、原則だけでは、非常に細かいところな面が出てきかねないというふうな面がございまして、実情に応じて政令で定めていきたいというふうに考えたわけでありま。ですから、今度全部政令になります。ですから、原則的にはこうだけれども、例外的にはこういうことについて配慮しなければならぬという規定を当然置かざるを得ないと考えております。

○阿部竹松君 私は明日、最終的にも疑問があれば大臣にお尋ねしなければならぬかもしれませんが、きょうはこの法文の中身をお尋ねするのでしたら、大臣、お引き取り願っても私はけっこうです。ただ、向井、奥田委員がおりますので、委員長からお尋ねいただきたいと思います。

○委員長(赤間文三君) ちょっと速記をやめて。

○委員長(赤間文三君) 速記を起し。向井委員。

○向井長年君 非常に中小企業の近代化促進なり、あるいは助成の問題については、大企業との対比があると思うのですよ、それを進める上において、したがって、朝からも若干長官に質問しておいたのですが、特定産業振興措置法案、こういう法案が国会に出されておるようですが、これにつきまして

は、非常に業者と申しますか、これの意見を非常に尊重して聞こう、まあこういう形にあの趣旨がなつたと思えます。この中小企業の近代化促進助成という問題については、これに対しては政府みずから力をかけて、そういう方向にもつていくところなのか、この近代化促進法は、そういう性格が、そういう意味においてニュアンスが違ふのじゃないかと思つておるのですが、この点、大臣どう考えておられますか。

○国務大臣(福田一君) 確かに、特定産業振興に関する法律というのは、民間の意向をできるだけ尊重するという建前でありま。というのは、いわゆる官僚統制になつて何かいかに官製のものにしていくというような形をなるべく避けたらという考え方でござい。それと比しますと、中小企業近代化の問題になりますと、いふ、若干事情が違ひますけれども、しかし、やはり審議会を置かしまして、御承知のように、基本計画とか実施計画その他必要な問題を全部これにかけてやっていくという配慮をいたしておられます。私たちがしては、もちろんやはり自由意思というものを十分に尊重をしていかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○向井長年君 そこで、特にこういう中で業種指定等の問題があると思うのです。こういう業種指定の問題については、これは民間業者の意見を十分尊重をしてやらなければいかぬのじゃないか、こういう点についてどう今後考えられるかこの点ひとつ。

○国務大臣(福田一君) もちろん業種指定をやります場合におきまして、そういう意見を十分に考慮いたしまして

て、そういういわゆる官僚統制的な形にならないようにということとは極力気をつけて参りたい、かように考えておるわけでございます。

○向井長年君 もう一点だけ大きな問題ですが、これは全般的に通ずる問題ですが、これはよりいまして近代化促進に対する助成とかあるいは金融の助成等は今後通産省としてやっていかれるわけですが、こういう中で、非常に政府の金のかかる、いろいろな費消をするということによつての先ほど言われた非常に規制というものが、官僚統制といふか、官僚統制といふか、こういう問題が相当起きてくるかと思ひます。そうすると、事業の自主性という問題が相当阻害される面と、能率を向上し、あるいは生産を上げなければならぬという立場にありながら、そういうことによつて非常に阻害されるような状態が出てくるおそれがあると思ふ。こういう点について通産大臣のお考えを伺つておきたい。

○国務大臣(福田一君) 確かに運営を誤りますと、おっしゃるような問題も起こってくる可能性はなしといたしません。したがって、通産省としては、十分その点に注意をして、そういうことのないようにひとつ努力をさしていただきたいと思います。

○阿部竹松君 ただいまの答弁の以前に、長官から私の質問に対する御答弁をいただいたのですが、確かにおっしゃるとおり、午前中も議論になりましたとおり、二条は修正されておりますけれども、しかし逢澤商工委員長が答弁なさつておつたように、大体これが生きておるものと——法律でなくて政令でいくんですが、生きておるものと

は、生きておるものと、生きておるものと

解釈して論議しても差しつかえなからうと思うのですが、ないと言われればそれまでですが、そこでお尋ねしたいのは、業種別振興法で四十四か四十五の業種を指定して改善を勧告しておるですね。この四十四というのは、私どもが考えたら、五十も六十も拡大しなければならぬと思うのですが、大体勧告しておるような種別の産業が皆当てはまるということになりますか。それとも全然別個の立場でお考えになっておられるのですか。

○政府委員(種別説明) 今業種別振興法では業種を毎年二十ずつふやしまして六十六指定をいたすわけでございす。そのうち四十につきまして、この三月までに大体、改善の事項が策定され得る見込みでございす。あした審議会がございまして、そこで十一上がりますと四十になるわけでございまして、われわれといたしましては、その業種別振興法の中から、特に最近の内外の事情にかんがみまして、今までの以上近代化を促進しなければならぬ、そのためには税制上のいろいろなバック・アップもしてやる、あるいは金融の問題におきまして、従来以上に力強い裏づけをするという必要があるものを、逐次取り上げていきたいと思っておりますので、現在あります業種別振興法の中から、国民経済的な観点に立って一番緊要性の高い順序でこの法律で指定するというのが一番大きな方針になろうかと考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、種別振興法、業種別振興法によって改善を勧告しておるそれぞれの業種、この中からもちろん該当が出てきましようが、

それと関係がないわけですね。

○政府委員(種別説明) 業種別振興法のものを全部ここで一気に指定するというわけではございせん、指定されるものもあり、指定されないものもある。指定されないものにつきましては、まだ改善事項等の策定されてないものが今後引き続きまして改善事項を策定いたしまして、こういう方向に進むべしと、そういう大きな道はお示ししたいと考えております。

○阿部竹松君 これは最後のほうに出てくるわけですが、今までは審議会が、今度改定されて新しく審議会ができるのですが、そうしますと、この業種の指定というものは、審議会に一つ一つつけて指定する、こういうことになりましか、それともあなたのほうの調査によって決定するものですか。

○政府委員(種別説明) 業種を指定いたしますのは、これは一応、役所限りで指定いたしまして、その指定された業種についてどういふふうに持つていくかという改善事項の策定等につきましては、これは審議会にお諮りいたしまして、こういう業種についてはどういふ点で問題で、だからどうしなればならぬのだということを官民の有識者に御審議いただきまして、固としてきめていくということでございます。

○阿部竹松君 それと関連してですが、第三条に、基本計画を定めなければならない、ということが書いてございまして、一、二と註釈が加えられておりますが、基本計画というものはどういふことを意味し、どういふ計画を立てるといふことなんでしょうか。

○政府委員(種別説明) この基本計画は、これは今のやりの言葉で申しますと、いわゆるビジョンと申しますか、中小企業が、今後一体、目標を達成するために、どういふような方向に進まなければならないか、まずその前に、中小企業は近代化のためにどのような目標を設定すべきであるか、それからその目標を達成するためにどのような手段をとらなければならないか、といったような方針を一つの総合的な計画として策定公表したいということでございます。その基本計画の内容は、第三条の第二項にございすように、まず目標といたしましては、目標年度、大体これは三年から五年、ものによつて三年ないし五年計画になるのが多いと思いますが、製品の性能あるいは品質、生産費、それからどの程度の規模になるのか、一体、適正な生産規模であるか、あるいはどのようにな生産方式であるか、一番能率的な、合理的な生産方法であるか、といったようなことについての目標を定めまして、その目標を達成するため、第三号以下にございすような設備にはどの程度のものを準備しなければならないか。そのためには金が幾ら要るか。いわゆるその設備を動かす人の面におきましては、経営の面、あるいは技術の面においてどのようなことをせなければならないか。あるいは過当競争等を防ぐために、いろいろと取引関係を正常化する、適正にするというようなことのために何をすべきかというようなことを、それぞれの業種ごとに書かせるということを考えております。

面は、これは今のやりの言葉で申しますと、いわゆるビジョンと申しますか、中小企業が、今後一体、目標を達成するために、どういふような方向に進まなければならないか、まずその前に、中小企業は近代化のためにどのような目標を設定すべきであるか、それからその目標を達成するためにどのような手段をとらなければならないか、といったような方針を一つの総合的な計画として策定公表したいということでございます。その基本計画の内容は、第三条の第二項にございすように、まず目標といたしましては、目標年度、大体これは三年から五年、ものによつて三年ないし五年計画になるのが多いと思いますが、製品の性能あるいは品質、生産費、それからどの程度の規模になるのか、一体、適正な生産規模であるか、あるいはどのようにな生産方式であるか、一番能率的な、合理的な生産方法であるか、といったようなことについての目標を定めまして、その目標を達成するため、第三号以下にございすような設備にはどの程度のものを準備しなければならないか。そのためには金が幾ら要るか。いわゆるその設備を動かす人の面におきましては、経営の面、あるいは技術の面においてどのようなことをせなければならないか。あるいは過当競争等を防ぐために、いろいろと取引関係を正常化する、適正にするというようなことのために何をすべきかというようなことを、それぞれの業種ごとに書かせるということを考えております。

と云うから、だいたいおそくなる、こう見てもよろしいですね。

○政府委員(種別説明) これは第一條にございすように、まず実態を調査する。そしてその実態に即してやるということでございますので、これから実態を調査するといふものについて、それは少なくとも一年間ぐらゐの時間がかかるだろうと存じますが、先ほど先生が御指摘になりました業種別振興法で今までのでいろいろ調査もされて、そして改善事項の策定もされて、しかし、改善事項の策定だけでは資金的にも税制的にも何ら裏づけがないというので強力に実施されないために、うまくいかないというようなものを指定する場合には、大体実態の調査もできておりました、ある程度どう行くべきかということにつきまして、大体の方向が出ておりますので、そういうすべで改善事項が策定されておるものを取り上げるといふ場合には、比較的短期間で基本計画といふものも定め得るのではないかと考えております。

○阿部竹松君 そうしますと、あれです。短期間でできるとおっしゃるわけですから、この法律が直ちに動き出すことになりまして、いづれにいたしましても、さんぜん大臣にも申し上げましたとおり、法律の中身がよくても裏づけする予算が免税を含めても少ないわけですから、法律のねらいどおりに行くかどうかはわかりませんが、いづれにしても、今よりよくなることは間違いない。そうすると、零細企業との関係ですが、幾つかの中小企業がこの法律あるいは政府のてこ入れによつて、今より高度な生産化なり、あるいはまた融資面においても幅ができてくるわけですから、当然、大手と中小とを近づけるというのですから、まさか大手を下げるわけではないでしようから、中小が上がるということになりますと、その余波を受けて零細企業がどうなるかという懸念が出てくるわけですね。そういう点について中小企業庁の御見解はどうですか。

○政府委員(種別説明) これは今御審議いただいております二つの法律、これに基づく国のいわゆる助成といった面、これがほんの一部の企業にしか及ばないではないかという点につきましては、これは先生の御指摘のとおりだと思ひます。しかし、従来の実績等を考えましても、この促進法と並行して御審議いただいております資金助成法——今までは振興資金等助成法という名前が近代化補助金、あるいは団地の貸付金といふことで出ておったわけでございますが、これらの無利子の貸付金は本来個々の企業では金融ベースに乗らないという方々に対しまして、政府並びに府県から所要資金の二分の一を無利子で貸して上げる。そうすると、それがさき水になつて残りの半分については一般民間の金融機関から金が引き出されるであろうということと、さき水にするということとをねらひにして作った制度であります。従来の実績から申しまして、大体中小企業は、企業の規模で申しますと、従業員が三百人までというのが一応入っているわけでございますが、実績からいたしますと、企業の数にいたしまして、四十九人以下の企業が七三%、金額にいたしまして六〇・五%といふのは四十九人以下五十人未満の低いと

ここにされておるわけでございます。それからまた上のほうにつきましては、若干二百人をこえていくというのも一・四％ばかりでございますが、原則として百人までの企業というものに集中してできるだけ考慮するというのを趣旨にして運用いたしておるのをごさいます。で、今後ともわれわれがいたしましては、できるだけ自力でなかなか金を借り得ないという方々に、半分資金の援助をするという事で、それらの小さな方々が近代化に向かつて立ち上がることができるということをしていただきたいというふうに考えております。ただ団地その他につきましては、まとまって数十人以上の方が行つて、大規模にと申しますか、適正規模に達するために協力はやられますので、そのときの企業者は比較的大きい方も入れますけれども、個々の企業にお貸しするという場合は、今申し上げましたようなむしろ規模の小さな方々に貸すということをねらいにしております。実績も今申し上げましたように数にして七割以上、金額にして六割までは五十人未満の企業というところになっております。その方針をさらに拡大強化するという方向で進めていきたいと思つております。

○阿部竹松君 たいま御答弁ございまして資金等助成法の一部を改正する法律案については、あとで御尋ねいたしますが、どう考えてもこの法案が強力に動くことはけつこりなんです。一方が保護されることによつて零細企業は、もうが切り捨てられるという懸念がある。しかし、今の御答弁を聞くと、法律は二本建てでこちらからこられた

ものはこちらで救うというよりな御答弁ですが、そういうよりな工合に、長官の御答弁のような実態になりまじうかね。

○政府委員(種詰誠明君) 近代化計画を立てますのも、中小企業性の多いといふと、大部分、具体的に半分以上は、中小企業によつて生産が行なわれていくのだといふたような業種について、その業種全体としてどうあるべきかといふたような目標を立てるわけでございます。その中には、おのずからある程度規模の小さな方々もあれば、中小といひながら相当でございまして、上がつていくという方々もいろいろあると思ひます。しかし、そういう非常に規模の小さな方々もひつくるめまして、企業にあつて今後ますます激化する内外の競争にたえていくためには、少なくともこの程度までは固結されて適正規模にならねばならないことではないかと、非常に今後苦しくなりまふといふことの、将来の見通しをここで示しするわけでございます。まして、そしてその将来の見通しに従つて、それではひとつ同士の集まつて組合でも作つてやろうか、あるいはこの際お互ひに出資して会社を作ろうか、あるいは合併しようかと、いろいろ問題はあつたと思ひますが、いずれの方法にいたしまして、このままでは大へんことになるからといふことを認識した方々が適正規模になるために組合等で寄り集まられるという際に、ひとつできるだけバック・アップしようというのが近代化促進法でございます。それから近代化促進法に指定されない業種というものの等につきましては、これは一般の政

府関係の金融機関あるいは振興資金等助成法という個々の企業に貸し付けるのは、近代化計画とは必ずしも直接には結びつけておりませんので、こういう政府が無利子で貸すという資金を有効に使うといふことによつて、できるだけ非指定業種につきましても近代化を促進することができるようになり、これはお助けしていきたいと思つております。

○阿部竹松君 私今長官から御答弁をいただきましたように促進法について、の解釈と全く同じに理解するわけですが、それによつて自民党さんは協業化、社会党は協同化と、どつちでもけつこうですが、そういうことではいろいろな交通整理ができるわけですか。したがつて、その交通整理できた、気の毒な人がどうなるか、心配がある。ですから心配ございせん。この法によつてこうなりまふと、私も安心して賛成できるような御答弁をいただければけつこうで、反対でなくて、交通整理しなければならぬことになると思ひます。今のままの姿で近代化あるいは合理化の促進がでないのですから、そうすると、いずれこぼれるものが必ず出てくるに違ひない。それが一体どうなるかといふことで心配があらふので、その点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(種詰誠明君) 今阿部先生がおっしゃいました、今のままの姿で全部大きくなるということ、これは非常に私たちが無理であらう、この前も、少し余談のようでございますが、中小企業の、ほんとうに零細な方々の社長がお見えになりまして、自分たちはここでほんとうに一緒になればいいんだけれども、社長という名前がなくなるのはさびしいのだといふことを言つておられたわけでございます。ただ理屈としては、自分たち、やはりある人が社長になり、ある人が専務になり、ある人は課長になるというよりなことでも、全部の持つていく設備なり何なり出し合つて、そして一緒になり、だれも失業する人もなくて、そして能率をうんと上げ得るということになるのだけれども、どうもなかなか社長という名刺を出せなくなるというのにはさびしいのだといふことを言つて笑つておられたのですが、われわれはいたしましては、今のままの企業、三百二十八万といふもの、これは個人が二百八十万といふものでございまして、個人の企業はそのままにして、その全部が大きくなると思ひます。これは無理じゃなからうかと思ひます。で、これはやつぱり同志的結合なりやつていただまして、数はある程度減るけれども、しかし失業する人はいなくなるというところは、これは可能であらう。これは一べんに全部すつと行なわれるわけでもございせんし、徐々に行なわれていくわけでもございせんから、これが数年にわたつて、ことに基本計画自体でも五年くらいという目標にいたしておりますが、その間に徐々にそういう結合が行なわれていくといふことになりまふれば、大体その結合が行なわれることによつて、生産性が上つて、非常に物がたくさん作り出されるという、その物を消費するほうの国民全体の消費力というものと、大体マッチしながら生産性を上げていくといふこともできるのじゃない

かと思ひますので、自主性を尊重しながら、しかも政府のほうで適正な援助をといふことを行なつていきますならば、御心配のような、非常に零細な方がそのためにあおりをくつてひどい目にありといふことにならなくて済むのじゃないか。またそうすべきである。こう考えております。特に基本法の御審議の際にお願いするのでございまして、零細な方々に対しましては、いきなり経済合理主義といふことを要求いたしましては無理でございまして、この際にはいろいろ社会政策的な考慮といふよりなことも同時に並行してとりながら、かすに若干の時間をもつて、逐次経済合理主義のほうに向かつて、趨勢をとつていただくと、いふ方向に持つていきたいと思ひます。

○阿部竹松君 まあ御答弁はよくわかりましたが、その二百八十万の中の半分でも百四十万ですが、それが御趣旨のよりなこと、三年か五年のうちにできるかどうかわかりませんが、いづれにいたしまして、日本の国情からいって、国民性からいまして、なかなか長官のおっしゃるようなことにならぬと思ひますが、もしなつたとすれば、二百八十万といふことになるが、とりて百四十万も、その半分の七十万もできないといふのが現実の姿と思ひますが、それにしても、こういうお世話をいただいたところと、全然指定されなかつた業種との、まあ失業者は出まふとおっしゃつておるけれども、失業者が出ないまでも、企業の差といふものはついてきますね。それは否定できませんね。

○政府委員(種詰誠明君) これは税制

上の恩典、あるいは金融上の特別な配慮という面につきましては、先生の指摘に照らして、一般業種と、この被指定業種との間には、ある程度の差が出るという事は、これはやむを得ない事実でございますが、しかし、これは当該業種自体が置かれております内外の情勢にかんがみまして、特に急ぐというものについては、ほかの業種よりも手厚い措置をとりまして、必ずしも公平の原則には反しない、むしろ国民経済的な見地から見ると、少しほかの方よりも手厚い措置をとっていただくという方向をとることが、国民九千万全体にプラスになるのではないかと考えております。この程度でございまして、これは先生のおっしゃる通りでございます。

○阿部竹松君　そうしますとあれですね、まあ勧告によるか、勧告を待つまでもなく、本法案ができたあと、自主的に交通整理をやるかは別として、共同出資であるとか、合併とかあるいは新会社の設立、いろいろが出て参りますね。それに伴って独禁法という日本国経済憲法がある、これとの関係はどういうことになりますか。それとも一つ、公正取引委員会とおそらく話をなさっていると思えます。公正取引委員長がきのうおいでになったとき聞けばよかったのですが、きのうはほかの問題でおいでになったようでしたから聞きませんでした。長官からでもけっこうでございますから、公正取引委員会の見解を一つあわせて承っております。

○政府委員(種語誠明君)　まず、独禁

法との関係でございますが、これは本法自体に独禁法の例外規定といったような措置がございせんので、法律上は合併、共同出資等につきましても、当然独禁法の適用を受けるわけでございます。ただ現実問題といたしましては、ここでねらってございまして、中小企業を底上げして、大企業に押し負ける食わぬという、言葉はどうか……大企業と対等な取引関係でも結べるようにまで上げていくということでありまして、そのためにその合併待ったといつてストップをかけられるということは現実問題としてないであろうというふうに考えております。

○阿部竹松君　公正取引。

○政府委員(種語誠明君)　それから公取との関係においては、勧告をしたりいろいろするという際には、あらかじめ十分公取と打ち合せした上でやるというふうに話がついております。

○阿部竹松君　それからその次にお尋ねするのは、実施計画に基づいてやらねるわけですが、そうすると、業種がきまつて実施計画に基づいて指定業種の方々がやられる、午前中のお尋ねに対してそれぞれ政府の考えている金額についてお尋ねいたしまして、御答弁いただいているわけですが、たとえばどういう方法で——これは具体的にありますが、今度融資する場合にどういう方法でどのような窓口を通じてやられるか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(種語誠明君)　まず、中小企業の近代化を促進いたします。これは、いわゆる高度化という言葉でわれわれが言っております二以上の企業が力を合わせまして、そうしていろいろ

近代化を進めていくという場合も、単独の企業が政府から無利子の金を借りてやる場合と二つあるわけでございまして、その単独の企業が借りてやる場合には、これは大体今年度の予算は一億四千一億計上しているわけでございまして、それに対して県も同額の四十一億を出すということになっております。これが一億八千二百億でございますが、このほか三十七年度までの貸しつけたもので戻ってくるもの、これは三十四億でございます。したがって、これは全体で百十六億の金、それが個々の企業に貸しつけられる資金として、それぞれの県に用意されているわけでございまして、それでちょうど二分の一補助する、無利子の金としてお貸しするということになっております。その、企業の事業量といたしましては、その倍の二百三十二億の大体設備をまかなうことができるということになるわけでございまして、それから二つ以上の企業が協力したしまして、そうしていろいろ仕事をする場合、高度化という観点から、いろいろの助成をするわけでございまして、それは全体といたしまして、ことしの資金は二十三億百六十億というのが国の予算でございます。現在御審議いただいておりますことに對しまして、県が同額出すというのと、その中には協同組合に対する施設も、それから団地に対する施設もいろいろあるわけでございまして、やはり若干返って参りますので、二十三億百六十億が県から貸し出される際には五十二億といたしまして、大体五十二億の金が協業するあるいは団地を作るといふ方々に対して、無利子で貸し出されるということになるわけでございまして。

○阿部竹松君　県ということ、四十

○政府委員(種語誠明君)　そのとおりでございます。

○阿部竹松君　次に、十条ですがね。第十條には、転換の指導等ということ、経済状態の変化に伴って、大臣が転換を円滑にできるように指導する云々というたつてあるわけですが、法文としてもまことにけっこうです、中身もけっこうですが、ちょっと種語長官にお尋ねしますが、これはいろいろはやく行なうにはなかなかかたいというように考えますが、どのようなことでも——再三申し上げましたように、日本人の国民性もありますし、簡単にいなかなかできぬかと思ふのです。やはり何か力がなければ、日本人という国民はうんといいわな国民性が一部分にはあるわけですから、単に大臣の勧告とか、そういうことで、それははいそうですか、それは経済状態が違つたからやむを得ませんということ、すぐいふことは考えられませんが、その点はどうですか。

○政府委員(種語誠明君)　私どももいたしましては、転換につきましては、これは転換あるいは中には事業の廃止ということもあろうかと存じますが、これはもうあくまでも自主的な判断におまかせしたい。いわゆる企業の整備というより格好で、もうとてもこの業種はだめだから、あなたとあなたとはひとつやめてくれというようなことは毛頭考えておられないわけでございます。ただ所得水準とか、あるいは生活様式の変化でありますとか、あるいは生産方式が

すっかり変わったとか、いろいろな格好で経済情勢が變つてきております上に、自由化といったようなこともございまして、中小企業の立つてゐる基盤が大きく變つてゐることは申し上げるまでもございせんが、そういうことから、この業種の将来はこういうふう

○阿部竹松君　なるほど長官の御説明

のように、二行目に「申出」ということが書いてございすから、申出が前提条件である。しかし、その申出によつて——申出までは本人のあれですが、あと政府が相当やらなければならぬわけですね。私のお尋ねしておることは、どういふような方法でやられるか、どういふことなんです。本人が全部一切きめてきて、政府に金を貸せということだけではなからうと思ふのです。

○政府委員(補詰説明者) これは政府のほうにお申し出があつたという場合、ただ漫然と、自分はどうも業界は大へんだからどうしたらいいでしょうかと、どういふふうにおっしゃる方も、これは中にはあるかも知れませんが、自分はどういふ業種にひとつききたいのだけれどもどうだろうかといったようなことで転換を申し出られる方が多いんじゃないか。そういう際に、先ほど申し上げましたその行く先の業界の実態についてどういふふうになつてゐるかといったような実態を御説明する。それから、もしおいでになるならば、こういう点を特に注意される必要がありましようという点について、必要な情報の提供と同時に助言をする。それから当然技術を伴うといったような場合には、各県等の公設試験研究所等に御紹介するなりいたしまして、そこで技術指導を受けなさいというように、ことをアドヴァイスする。それから企業全体につきましては、今までのようなどっぷり勘定じゃ非常に無理だから、どういふふうに直したらどうかというふうな経営指導をいたしますと同時に、その企業自体について診断をいたしまして、どういふ点にあたるの企

業は企業としての病根があるから、これを直してひとつ新しいところへいつてもう病氣にかからぬように注意しておやりなさいといったような、いろいろな指導をしようというわけでございます。

○阿部竹松君 まあ主務大臣が中小企業の構造の高度化とか、あるいはまた競争の正常化とかいろいろ問題で勧告ですね、改善の勧告あるいはまたそういうことを今までこの法案がなくともやつておられるのだからと思ふのです。それが、そういう場合、具体的に何か事例がございせんか。こういう法案がなかつたから、今までやらなかつたということであれば、それまでですか。

○政府委員(補詰説明者) この法律に書いてあるようなことで勧告をしたことはございせん。

○阿部竹松君 しかし業別振興法の定めに従つてやつたことはありますね。

○政府委員(補詰説明者) 業種別振興法に基づきまして、ここでいうような勧告という例は今までございせん。ただ、いろいろ団体協約でありますとか、あるいは組合協約というように、なことで協同組合あるいは商工組合というふうなところで、いろいろ自分たちは過当競争にならぬようにこういう申し合わせをしてやつてゐるのだけれども、アウトサイダーであるものがこれを乱すために、せっかく自分たちが自衛したために、せっかく自分たちがとて、アウトサイダー規制命令を出してくれというふうなことで、アウトサイダー規制命令を出したことはござい

○奥むめお君 ちょっと——アウトサイダー規制命令って、たとえばどういうことなんですか。

○政府委員(補詰説明者) たとえば、アウトサイダー規制命令でございまして、団体法で生産調整等いろいろやつておるわけでございますが、過当競争にならぬために、それを組合員はおの約束を守りまして、あまりものをよけい作らぬでとにかくやろうということはどうにかやつておる際に、アウトサイダーが組合の自衛をいひものにして、非常に大量に作つていきなりそれを組合員値段よりも安い値段で流がして結局市場を攪乱させるといったような場合に、そういう場合に、組合員と同じような規模で生産を自衛するようにと、このアウトサイダー命令、これは特に組織関係に今まで例が多かつたということでございます。具体的に、もしあれでしたら、担当の指導部長、見えておりますので、指導部長から申し上げます。

○奥むめお君 その資料をいただきましたね。

○政府委員(補詰説明者) これは本日は間に合いませんが、できるだけ早く資料を作りまして、今までのアウトサイダー規制命令等の内容を提出いたします。

○奥むめお君 どうぞお願いいたします。

○阿部竹松君 この法案実施にあつて、企業が合併するといふ場合に、この課税の問題について特例を設けて免税するといふやに承つておりますが、どの程度やられるのか。

○政府委員(補詰説明者) これは法人が合併いたしました際に、被合併、吸収

合併されます際の法人、これは帳簿価額は百万円だけれども、実質価値は五百万円だ、あるいは千万円だといったような資産を出すわけでございますが、その際、合併したために今まで百万円と書いておつた帳簿価額を千万円に出資した、そうすると九百万円利益が出たじゃないかということ、で、照つておれば課税の対象になるわけでございます。それをやりますと、とても含み利益がみんな外に出てしまひ、こわがつてだれも合併しないといふことになりまして、一応合併する際に、非合併法人の清算所得につきましては、これは今までの帳簿価額どおりには圧縮して配帳を認めるということにいたしました。課税されるのを防ぐといふ点、一つ、それからもう一つ、そういう合併によつて法人ができた際に、登記をしなければならぬわけでございますが、この法人の登記に關する登録税、これを免除する、大体この二つを考へております。

○阿部竹松君 補詰さんね、この第九条に、「中小企業者」といふことで、カッコして「資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる者及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる者を除く。」と、このカッコはどうして必要なんです。ちょっとわかるようでもあるけれども、よく理解できないので

○政府委員(補詰説明者) これはわれわれが定義のとらで、「五千万円」または「三百人」と書いたわけでございますが、それが、そういう「五千万円」または「三百人」と申しますと、五千万円か、三百人かどちらかに引つかれば中小企業だといふことになるわけでございます

す。ところが課税の場合に、税の關係で特別償却まで認めてやるといふことになる、これは普通の人には認められない、償却を特に認めて早くあなたは自己資本を充実に、丈夫なからだをお作りなさいといふために認めるわけでございますので、できるだけこれはほかの人とのバランスをとる上から申しますと、中小企業という中でも、真に中小企業性のあるものに限定すべきじゃないか、したがひまして、税に關する限りは、五千万円と、三百人と双方の要求を満たすといふものをもつて一応中小企業としたい、これは金融機関に金を借りて行くといふような場合でありますれば、これは五千万円か三百人か、どちらか条件を満たしていればいいわけですが、あなたは実質大企業だから、あなたにはお貸ししません、あなたはむしろ大企業の銀行に行つてひとつお借りなさいと言つてお断りもできるわけですが、税金の場合には制度としておきますので、その中で取捨選択はできないといふことになると、ほかとの均衡上できるだけはばったほうがいいんじゃないかといふことで、税に關してだけカッコといふことで特にしほりをかけたわけでございます。

○阿部竹松君 それは固定資産税の範囲は、別にお考へになつておりませんか。

○政府委員(補詰説明者) これは工場の建屋と機械、その二つでござい

す。ところが課税の場合に、税の關係で特別償却まで認めてやるといふことになる、これは普通の人には認められない、償却を特に認めて早くあなたは自己資本を充実に、丈夫なからだをお作りなさいといふために認めるわけでございますので、できるだけこれはほかの人とのバランスをとる上から申しますと、中小企業という中でも、真に中小企業性のあるものに限定すべきじゃないか、したがひまして、税に關する限りは、五千万円と、三百人と双方の要求を満たすといふものをもつて一応中小企業としたい、これは金融機関に金を借りて行くといふような場合でありますれば、これは五千万円か三百人か、どちらか条件を満たしていればいいわけですが、あなたは実質大企業だから、あなたにはお貸ししません、あなたはむしろ大企業の銀行に行つてひとつお借りなさいと言つてお断りもできるわけですが、税金の場合には制度としておきますので、その中で取捨選択はできないといふことになると、ほかとの均衡上できるだけはばったほうがいいんじゃないかといふことで、税に關してだけカッコといふことで特にしほりをかけたわけでございます。

○阿部竹松君 審議会のことなんです、がね、この法案に審議会を設置するといふ理由が、さいぜんの話です、ほかの問題等もそれぞれ国でおきめに

○政府委員(補詰説明者) これは工場

○阿部竹松君

○政府委員(補詰説明者)

○阿部竹松君

○政府委員(補詰説明者)

○阿部竹松君

○政府委員(補詰説明者)

○阿部竹松君

○政府委員(補詰説明者)

○阿部竹松君

○政府委員(補詰説明者)

なるようですから、これは審議会などというものは必要がないような気がするのですが、四十名もある審議会ですね、やっぱり必要ですか。行政管理局あたりで、あらゆる審議会というものが、どうしても必要な審議会もありましようし、必要でない、二年に一ぺんぐらいしか開かないという審議会もあります。ですからこれははたして審議会、必要ですか。

○政府委員(補詰説明者) この審議会は、現在の中小企業振興審議会、それをこわすのほかに発展的に移っていただいたいと思つてゐるのでございまして、この近代化促進法による基本計画の策定あるいは実施計画や勧告、報告の徴収というようなことのほか、指導法というものが別途これも御審議願うべく提出してございしますが、その指導法の関係で、いろいろ計画を立てまして、指導計画というようにございまして、指導計画といたしまして、この審議会を活用しよう、それからいろいろ振興資金等助成法の関係におきます事項も審議するのは全部この近代化審議会にやらせようということ、従来ありました審議会、これを名前を変えて、そして新しい事態に即応して、今まで行なわなかつたような重要な事項で、政府が独断でやるというふうなことを避けるために、御意見を伺つたらいと思われような事項は、この審議会に御意見を伺いたいというふうに考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 今御説明のあつたように、介在してあるということがあるのです。そこでさいぜんの御答弁の独禁法違反ではございませんが、し

かし関係がありますという御答弁ですが、そうしますと、この審議会のメンバーですが、この法律が成立しないからきまつてゐるとは考えませんか。けれども、長官の構想としては、中小企業の業者ももちろん入りましよう、あるいはまた学識経験者というものも入るかどうかわかりませんが、そういう方々とか、関連産業とか、それから一般消費者、こういうそれぞれの人々の代表が任命されるわけですか。それともどういふふうな格好で審議会が構成されるのか、その点を御説明願ひます。

○政府委員(補詰説明者) 現在の中小企業振興審議会は、いわゆる一般の学識経験者の方、それから金融機関の関係の方、それから産業界及び中小企業団体の関係の方、それから労働界の代表の方、消費者代表という方々のほか、政府、地方公共団体からそれぞれ二名ずつ現在出ているわけでございますが、この数をどうするかということとは、一応別といたしまして、ただいま申し上げました各方面の方々のなかから選考させていただきますのが一番筋じやなかろうか、なお、政府関係と申しますのは、従来は中小企業庁の長官と公正取引委員会の事務局長の二人です。政府関係は大体この二人でいいじやないか、こういうふうに考えておられます。それ以外の方々につきましては、現在の振興審議会というふうなものをもう一度よく考えた上でできたいと思ひます。選考範囲は今申し上げたような方々から選らばせていただきたいと思います。こゝういふふうに考えております。

○阿部竹松君 消費者代表は入るので

○政府委員(補詰説明者) 入ります。委員長(赤間文三君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) 速記を始めていただきます。

○奥むめお君 お話を伺つておりました、近代化されるということは非常にいいし、また高度化するということもたいへん買物する者から言つてもいいことと思つたのですが、ですけれども、つまりサラリーマンがよいになるといふこととじゃございせんか。店主がみんな大きなものに合流していけばサラリーマン生活になるわけでしょう。

○政府委員(補詰説明者) 最も端的な表現をとれば、そういうことで、個々の独立企業者であつた者があつたは他人のところに使われるという身分になるというところは、これは否定できないと存じます。

○奥むめお君 不安を感じますのは、店もきれいになるだろうし、いろいろなこともあつたけれども、売ります値段が高くなりしめぬか、こゝういふ心配を持つのです。と申しますのは、生産合理化で産物が高度化しました、それがコスト・ダウンになつて安くなるというためしはほとんどないわけなんです。もし、あるとしたら電気冷蔵庫か少数の耐久資材が安くなったさうですけれども、一般にわれわれが着ます繊維とか、あるいは日用品、食料品など高くなつてゐるんですよ。コストダウンしてゐない。今度の合理化のこの法案で高くなりしめぬか。あなたは安くなると思ひになりますか、高くなると思ひになりますか。

○政府委員(補詰説明者) それは物を

作る面で生産性、それから売つた場合に

おける価値実現性と申しますか、あまり不当に安く買いたたかないようにというところで中小企業者の手取りをできるだけ高くする。またそこに働いて

いる方々の賃金というふうなものもできるだけ高くさせるということに役立つと同時に少なくともこれを近代化することによつて消費者に迷惑をかけるというふうなことは、これは近代化しても少し筋違いの方向に走つた結果

にならぬと限りませんので、われわれといたしましては、これが中小企業者自体の手取りも多くし、そこで働いて

いる方々の生活も楽になると同時に、これを適正強化するというところによつて全体のコストを大幅に下げるといふことが、必ず可能であると確信いたしておりますので、消費者のほうにも、これは当然その一部は返して、むしろ質はよくなつて値は下げるという方向に持つていくべきじやないか、これが一つの企業だけで市場を独占している場合は、いろいろ近代化設備をやつたらコストを高くするといふこと、これは競争してやるといふことであります。それは、やはりいい品物をより安く売るので、作るのだというふうな態勢を確立しない、その企業は長続きしないといふことになると存じますので、ま

ず、お客様に安く品物を提供することができるといふ企業を作るために近代化という方向に持つていきたい、そういうふうに考えます。

ふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(補詰説明者) これは先ほどの近代化の目標自体の中にも、生産費の目標を掲げるということになつて

いるわけでございますが、われわれといたしましては、この法律で指定され

るものにつきましては、これは少なくともその程度までコストそのものを下げるといふことではないと、近代的な企業ということにはほど遠いので、経済合理主義に基づく競争市場から脱落する可能性があらまうといふような目標を掲げるわけでございますが、この目標、この生産費にある程度若干の流通経費というものを足したものが、これは一般消費者に売られるコスト。値段、価格になるわけでございますが、これは結局消費者と労働者とそれから企業の経営者と、三者の間で合理化によるコストの低下というものをどういふふうに分けるかといふことの問題になるかと思ひますが、これは全体的には国の価格水準を上げないといふう大きな線に沿つて合理化の、近代化の効果の一部が必ず消費者のほうにも反映して品物が安くなるようにといふことを筋といたしまして指導していき

たいと思つております。

○奥むめお君 たいへんいいことを言つて下さつて、私もそれを期待してあります。ただ長い間のいろいろな法案審議を通して考えられることは、どうも役人が指さしたら必ずその業種の値段が上がるというところは、これは間違ひのないことですね。ですからさういふことがないように、これはほとんど議論されないで済む問題ですけれども、大へん不安なことではござ

いますから、特に御注意いただきたい、何かの機会に必ずその点に触れていただきたい、これが私のお願いでございます。

○政府委員(補説説明者) ただいまの御注意をよく守りまして、逆の方向にいかぬように細心の注意を払っていきたいと思います。

○向井長年君 今長官はそう言っておられる。先ほど通産大臣もそう言われた。本省ではそういう形で人を監督されておると思うのですが、しかし出先では、いわゆる通産省の出先では、非常に業者に対しては監督がきびしいというのか、あるいは介入がきびしいというのか、そういう事態が今後資金的な問題とか税制の問題が、そういう形で助成をするような立場になると、これに対しては非常にきびしくなるのです。監督指導という名前になるのかもしれないが、悪く言えば介入という問題も出てくる、そういう中で、当局はそう考えておつても、出先の担当官はなかなかそういうようなサービスの考え方になりにくいのです。これを特に出先のほうに、今奥先生が言われたことは注意をしてもらわなければいかんと思うのです。

○政府委員(補説説明者) われわれも末端まで、もちろん府県等にも今申し上げましたことはよく徹底したい、こう思っております。これも蛇足でございますが、最近非常に交通等が発達しまして、買物の範囲というものが広がっておりますので、おのずから経済競争というよりは、今まではよりふり行なわれるのじゃないかというふうにも考えておりますので、そういう、少ししい気になって高く売ろう

なことをしておると、すぐ隣に負けるのだというようなこと等につきまして、啓蒙宣伝を行ないまして、消費者あつてのメーカーでありあるいは商売であるということをよく業界の方々に徹底するように努力したいと思ひます。

○奥むめお君 業種の指定が政令にゆだねられておりますね、これは不安でありますけれども、たとえば業種別の振興法案ではお菓子屋、クリーニング屋などを指定していらつしやいます。私どもから言へば、なるべくきれいな店でいい品物を安く買えさすればいいのです。そういう場合に、あなたがたが今度パン屋さんやお菓子屋、クリーニング屋などを指定なさるとしますね、そうしますと、その指定が生協や農協でしている同業と抵触します場合、これをどうなさいますか。

○政府委員(補説説明者) われわれさしあたりは、この近代化が特に急がれるということ、重点的に資金の援助あるいは税制上の考慮を払うというふうなものは、外国との競争から見まして製造業をさしあたりは考えておるわけでございます。今、業種別振興法の中には、先生御指摘のようなクリーニング業といったようなものも入つておるわけでございますけれども、当面の問題といたしましては製造業を中心に指定させていただきたい。将来だんだん製造業等も一巡するということになりますれば、この第二項にございます製造業その他の業種とございます製造業以外のものもあるわけでございますけれども、今一番の問題、特に外国との競争ということを考えますと、製造

業が当面の問題でございますので、製造業を指定して、そうして物を作るほうの体質を近代化するいろいろ商売関係のほうのものにつきましては、これは設備近代化の補助金でございますか、あるいは協業化の無利子の貸付金といったような資金的な援助は助成法のほうでいたしますが、近代化資金自体はさしあたりは取り上げないというつもりでございます。

○奥むめお君 お菓子製造の……

○政府委員(補説説明者) 実は三十八年度、この法律を通していただきましたから、何を指定するかということにつきまして、今寄り寄り協議をいたしておりますので、まだきまつておらないわけでございますが、お菓子も確かにこれは製造業でございますし、いろいろ外国からの競争の脅威もある、そういう点は私も承知いたしておりますが、はたして三十九年すぐこれで指定されるかどうかというところまではまだ議論が詰まつておりません。

○奥むめお君 石けんはどうですか。

○政府委員(補説説明者) 大体業種別振興臨時措置法の場合にも、一年間に二十ぐらいずつ取り上げていろいろやってきたわけでございます。今回もこの近代化促進法では二十程度の業種を、初年度と申しますか、毎年考えたい、こう思っておりますが、その際、当面一番問題になっておりますのは、綿・スフというものの、あるいは毛織物、あるいは金具、玩具、洋食器といったようなものは、相当緊急ないろいろな問題に直面しているのではないかと、そういうふうに考えられておりますが、それでは二十のうち、少なくとも十五ぐらいあげてみると仰せられます

ても、ちょっと今のところこれこれを初年度取り上げますというところまではまだいつておりませんので、もう少し各業界の当面しているいろいろな問題等を原局と十分打ち合わせをした上で、できるだけ早くいい方向に進んでいきたいというふうに考えております。

○奥むめお君 私、今外国との関係をおつしやいますから、それでは石けんとか、お菓子なんかずいぶん入つてきているじゃないか、こう思つたから何つたわけですが、国内で営利を目的とせずして取り扱ひをしている農協、生協、こういうようなものがまたいろいろな仕事をしておりますね、それはあなたの方の合理化対象の業種と競合するたに規制をなさいますか、それはどういふ扱いをなさいますか。

○政府委員(補説説明者) これは基本法の際に、また必ずいろいろ御審議をいただくかなければならないと思つておるわけですが、一応われわれ基本法に、中小企業者とそれ以外のものとの間に、中小企業者が中小企業者以外のものの経済活動によつて適正な事業活動の機会を奪われるということのないようにという一条を置いておるわけでございます。これは、たとえば農協というのは、あるいは生協というものは、これはそれぞれ組合員に対してできるだけの品物を安くやろうというふうな相互扶助の組織としてこれはできておるわけでございます。それが組合員に対してだけいろいろやつておられるという限りにおいては、これは末端の小売商その他が文句を言うべき筋合いのものではなからう、こう思つております。ただそれが組合員からさ

らに手を広げまして、一般の市中の方々に対しましても、いろいろ手広く商売をされるというふうな場合には、これは農協なり、あるいは生協なりというものが、それぞれの本来の目的から逸脱しているかどうかというところを判断すべきじゃないか、もし本来の範囲から逸脱しているというのであれば、これは営利を目的としておるのであれば、したがって、いろいろな税法においても、一般の中小企業とは違ひ、特別の税法上の扱いを受けているといったような恩典を与える必要も何もなく、そういうふうな一般の商業活動をするなら、これに一般の企業として堂々とおやりなさいということをお願いするを得ないと思つておるわけでありまして、本来の農協あるいは生協の分野、活動の本来の趣旨にのつて事業活動をやつておる限りにおいては、これは中小企業の側から文句を言うべき筋合いのものではないと思つておる。それがはみ出しておると思われ

る場合には、それぞれの組合を管轄する主管官庁ともよく相談いたしまして、適切な措置をとるというふうないたしましたと思つております。

○奥むめお君 中小企業庁の高官に私がよけいなことを言うようですけれども、一体にこの法案を見ておりました、話の進め方として、消費者のほうにも向いていらつしやうようにおつしやるけれども、私どもも中小企業という業種だけが相手である、その業種もお客さんがあつてこそその中小企業ですから、だから買いものをする人の、使用する人の立場というものを、もつとりたい込んでいただいていいのではないか、私こういうふうにして読

ても、ちよつと今のところこれこれを初年度取り上げますというところまではまだいつておりませんので、もう少し各業界の当面しているいろいろな問題等を原局と十分打ち合わせをした上で、できるだけ早くいい方向に進んでいきたいというふうに考えております。

○奥むめお君 私、今外国との関係をおつしやいますから、それでは石けんとか、お菓子なんかずいぶん入つてきているじゃないか、こう思つたから何つたわけですが、国内で営利を目的とせずして取り扱ひをしている農協、生協、こういうようなものがまたいろいろな仕事をしておりますね、それはあなたの方の合理化対象の業種と競合するたに規制をなさいますか、それはどういふ扱いをなさいますか。

○政府委員(補説説明者) これは基本法の際に、また必ずいろいろ御審議をいただくかなければならないと思つておるわけですが、一応われわれ基本法に、中小企業者とそれ以外のものとの間に、中小企業者が中小企業者以外のものの経済活動によつて適正な事業活動の機会を奪われるということのないようにという一条を置いておるわけでございます。これは、たとえば農協というのは、あるいは生協というものは、これはそれぞれ組合員に対してできるだけの品物を安くやろうというふうな相互扶助の組織としてこれはできておるわけでございます。それが組合員に対してだけいろいろやつておられるという限りにおいては、これは末端の小売商その他が文句を言うべき筋合いのものではなからう、こう思つております。ただそれが組合員からさ

らに手を広げまして、一般の市中の方々に対しましても、いろいろ手広く商売をされるというふうな場合には、これは農協なり、あるいは生協なりというものが、それぞれの本来の目的から逸脱しているかどうかというところを判断すべきじゃないか、もし本来の範囲から逸脱しているというのであれば、これは営利を目的としておるのであれば、したがって、いろいろな税法においても、一般の中小企業とは違ひ、特別の税法上の扱いを受けているといったような恩典を与える必要も何もなく、そういうふうな一般の商業活動をするなら、これに一般の企業として堂々とおやりなさいということをお願いするを得ないと思つておるわけでありまして、本来の農協あるいは生協の分野、活動の本来の趣旨にのつて事業活動をやつておる限りにおいては、これは中小企業の側から文句を言うべき筋合いのものではないと思つておる。それがはみ出しておると思われ

る場合には、それぞれの組合を管轄する主管官庁ともよく相談いたしまして、適切な措置をとるというふうないたしましたと思つております。

んでいるのです。ですから先ほどの質問にも出たわけですが、そういう意味で、これは政府自体の傾向ですけれども、協同組合、生協、農協という、消費者からいえば、営利を目的とせざる供給事業ですから、中小企業以上に育成して下さるほうが、生活安定には役立つと私は信じております。だけれど、なかなか伸びません。伸びないのは政府の指導方針が間違っていると思います。これはあなたに言う何ではございませんけれども、しかし、お聞きになってほしいと思うのです。ですから、そういう意味で、この法案の審議の過程で、ぜひ、また法案をいろいろ修正なさるまでには、われわれの意見を入れていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

の点については、消費者への配慮は善いのではないかという今の御注意のようでございますけれども、その点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、お客さんがあつて初めて商売も成り立つのだということにつきましては、だんだん中小企業業者も自覚を深めていると思ひますが、ただいまの御注意の線に沿つて、実際に経済がまゝに運行されるように、われわれといたしましてでもできるだけの努力を払つていきたいと考えております。

○委員長(赤間文三君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) 速記を始めて下さい。

○豊田雅孝君 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案に関しま

入つて参りますので、百十六億円が個々の企業に対する設備近代化のため
の無利子資金として貸し出される。大
体その場合の二百三十二億の事業規模
がここで達成可能になるわけござい
ます。なお、この配分につきまして
は、今までの実績と、それから非常
に県によりましてでこぼこがござい
ますので、後進県と申しますが、今
まで県に行つてなかつたというよ
うなところにつきますものについて
は、ある程度の後進性を、今まで
足りなかつた分を、今までの意味
で少し厚く見るといふような方針
でおりますが、まだ具体的にどの
程度の配分をするかといふこと
についてはきまつておりません。
これはいずれ県のほうから大体
自分のほうでもこの程度の県費
を出す

同施設、いわゆる協同組合による共同施設、これに対しますもの、それと協業という関係で七億四千万円という予算を組んでおります。これは一応予算の上では七億四千万円一本にこうなっておりますが、大体共同施設に五億円、協業化関係に二億四千万円というくらいの配分がどうだろうかと、これはまだきまつたわけではございませんが、そりいうよりなことではいろいろ今、中で検討しているところでござります。

○豊田雅孝君　その場合に、この近代化資金それから高度化基金以外に、民間資金に対してどの程度の期待をこの近代化計画では持つておられるか、その辺を伺いたいと思います。

○政府委員（植詰誠明君）　大体この高

の設備の近代化というものにつきます。では、これは当面の所要額の二分の一ということまでやっておりまして、このほかに当然ある程度対象にならない機械の設備といったよりなものもあるかと、こう思うのでございますが、それにつきましては、政府金融機関等からの貸し出しというようなことで、まあひとつ補っていきたい、さように考えております。

○豊田雅孝君　今の民間に期待するもの、総額で幾らになりますか。

○政府委員(樋口誠明君)　それは結局三十八年度に中小企業が設備投資にこれだけの金を向けるかというやうなことになるかと、こう存するわけでございますが、大体われわれといたしましては、三十八年度の中小企業の設備投

○政府委員(樺田説明君) 先生も御指摘になりましたように、われわれもお客さんあつての商売であり、メーカーである、また先ほど申しましたが、だんだん買ひものの範囲が非常に広がつてつゞございます。また過当競争ということ、これは日本には、申し上げるまでもなく非常に熾烈なものがあるわけでございます。そこでわれわれ中小企業の近代化を促進するというのが、この法律のねらいではございますが、それは中小企業だけがよくないばいというのではございませんで、中小企業の近代化を促進すると同時に、それが国民経済全体の健全な発展に寄与するんだということではなからないということから、これは第一条の目的自体にも、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と書いてあるわけでございますが、書きつばなしで、どうもこれ以外

計画の一端を説明せられたわけですが、そのときの説明によりますと、高度化関係が五十億、近代化関係が百十六億というところでありましたが、この高度化関係五十億の資金源の内訳、同様近代化関係の百十六億の内訳、同時にその配分計画、これは具体的に、あるいはきまっておらぬかしらんけれども、大体の構想として工業にどうか、商業にどうか、そのうち団地関係が幾らか、あるいは協業化関係が幾らか、そういう構想を数字的裏づけによって明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(樋口誠明君)　まず、個々の企業に対します設備近代化資金でございます。これは国の予算として御審議を今いたしておりますものが四十一億円でございます。で、この同額が県から支出されまして、さらに今までに貸し付けておりました金が三十四億円

ということにしたいので、国でこれだけの金をくれというようなことで申請が参りますので、その申請とあわせて後進県に対する配分というようなことも一緒にいたしまして、できるだけ早くきめたいと、こう思っております。

それからいよいよ高度化基金で二つ以上の企業が力を合わせていろいろな仕事を進めるといふ際には、これは二十三億百万円という予算がことし認められておるわけでございまして、これと同額が県から支出される。それから今までお貸ししておりましたものが返ってくるものを入れて五十二億になるわけでございますが、これを二十三億百万円というものをさらに少しわけて申しますと、工業の団地に対して十四億六千万円でございます。それから商業の団地これを三十八年度から新設いたしますが、これが一億円、団地関係が合計十五億六千万円。それから共

度化基金の中では一番大きいのは団地の関係でございますが、団地では当面この対象になります土地の造成費あるいは建屋あるいは機械というものが、これを所要資金の半分を無利子の金でまかなうということにいたしておりますので、各企業それぞれの団地等におきましては、それだけでもって不十分だということ、いずれももっと大きないろいろな計画を持たれ、また将来の発展等を考えまして、あらかじめ土地をよけい造成しておるといったようなところもございまして、実績から申しますと、大体全体の二割程度が無利子の貸付金でまかなわれている、こういう考え方でありまして、団地の関係で申しますと、十五億六千万円の大体五倍、七十五億から八十億ぐらいの金が団地関係に使われるのじゃないか、そういうふうに思っております。

それから協同組合並びに個々の企業

資は六千億程度じゃなからうか、そういうふうにご考えております。これは今までだんだん大企業との投資の格差が開いて参りまして、最近数年間は二九％、二七％というふうに、だんだん全体の割りが減つて参りましたけれども、少なくとも三十八年度からはこのおくれを取り戻すということで、全体の三分の一程度は中小企業のほうにぜひ確保したいということで、全体の三三％程度というふうに考えますと、一応六千億程度のものになるかと思ひます。六千億というものから見ますと、これは非常に微々たる金でございますが、これを各企業の内部留保金、それから民間からの借入金、あるいは政府関係機関の借入金並びに政府の無利子貸付金といったようなものでまかなつていきたいと存じます。

○豊田雅孝君　そこでお尋ねしたいのであります。これは大蔵省のほうに

お尋ねをしますが、今、長官の答弁によりますと、民間資金に依存、期待するものというものは相当な額であります。それでそのうち小部分のほうのものが中小企業近代化資金ないしは高度化資金、その他のほうは無利子というところであります。ところが大部分のその民間資金が高金利である場合には、何としても近代化、合理化は言うべくして行ない得ないということになりますので、一面において大蔵省のほうは、われわれ前々から問題にしておりました歩積み、両建、これについては今までは今までの比と比べてと初めてといつてもいいくらい本格的に歩積み、両建規制に向かつてこれ、これはまことにわれわれ共鳴するところでありまして、まず何といふのは、どの程度それが進んでいくのか、あるいは目標とするところはどうか、あるいはこの点を承つて、実質金利というものが相当下がってくるという見通しがつかないと、これは法律まで作つてここで近代化、高度化を大いにやることは言ひものの、ある意味において絵にかいたもちになるおそれがあるわけでありまして、そういう点について、最も多額を期待せられてゐるのは、何と云つても民間金融機関である。これに対する実質金利の引き下げ、その見通し、また、すでに伝えられるところによると、ある程度より具体化してゐるようでありまして、そこらについて承りたい。

○説明員(佐々木庸一君) 今、御質問になつておられます合理化、近代化資金と、最近私どもがやつております両建、歩積みの自衛の關係との結びつき、若干困難な点があるわけですが、今、私どもが業界に對しまして

て要望しております自衛措置のほうから申し上げますと、貸し出しと同時に両建を行なうようなことは、今後厳に慎んでいきたい、やめていただきたいといふことを申し入れております。そのほか両建に類しますような定期積金契約、相互掛金契約等、一時先掛けといふようなこともやめてもらいたいといふことを申し入れております。なお、貸付金に内入れに充当し得るような金が入つてきたときには、従来それを銀行が、債務者が使えない形で納めておりましたが、内入れに扱ひなかつた例もあるのを、債務額を減すといふことをな

ごさいますが、そのうち一部でも相殺するようになつてゐるわけでありまして、なお、担保となつておられます定期預金とか掛金とかが満期ないしは支払ひ期日が参りました際には、なるべく相殺するようになつておるわけでありまして、また手形を割引きます際の歩積みにつきましても、過当なものをとりませんように、根担保が有りますときは、その状況を考慮して歩積みを少なくするようになつておるわけでありまして、おのおのねそのような筋につきまして、業界と話し合ひもつきまして、近日中にこれを実行に移すことができておると思つておるところでありまして、この際にも一つ金利措置を申し上げなければならぬのでござい

ております貸し出しにつきましては、百万円以上のものは銀行の場合においては一銭六厘、百万円以下のものについては一銭七厘といふ申し合せが現存しております。これを厳に守つてもらいたいといふことを申し入れております。なお、割引につきましては普通の場合の約定金利よりも三厘以上引き下げておられることに申し合せができておられますのを守つてもらいたいといふのを申し上げておる次第でござい

ます。なお、相互銀行、信用金庫につきましても、これに準じて措置をしてもらひようになつておるわけでありまして、大体預金担保貸し出しにつきましては、銀行の場合よりも二厘高のところでございまして、百万円以上につきましては一銭八厘、百万円以下につきましては一銭九厘といふことになつてゐると期待しておるわけでありまして、手形割引の場合には今の約定よりも二厘ないし三厘下げしてほしいといふことを持ちかけておるわけでありまして、したがひまして、この措置が浸透しましたら、今申し上げましたような金利措置もあわせ行ないますことによりまして、かなりの効果は期待できると考へておるところでござい

十年の申し合せでございまして、そのときには今、先生がお話しになりましたような、一件の金利額に對して三割程度、その集積限度と申しますか、集まりました限度の一割程度といふことを頭の中においてやつていただくたいといふ申し合せになつておるわけでありまして、ただし、現実の場合をみますと、いふと、御承知のとおり手形にいろいろ種類がございまして、支払人の信用度いろいろ違ひますし、また割引依頼人の信用度によつてもいろいろ違ひなつておるわけでありまして、また景氣変動によりまして同じ債務者の信用度が時点を異にしますと違つてくるという場合もございまして、これをあまり機械的に適用することは無理かと存じます。

○豊田雅孝君 われわれ伝え聞くと、これによりまして、歩積みについては一件あたり三割まで、それから残高については一〇%までといふ限界でもう進んでおられるようにも聞くのですが、それはどうですか。

○説明員(佐々木庸一君) 歩積み両建の問題は古い問題でございまして、いろいろ経緯があるのでございまして、今守られていなければならぬ基準じやないかと思つておりますのは、三

十年の申し合せでございまして、そのときには今、先生がお話しになりましたような、一件の金利額に對して三割程度、その集積限度と申しますか、集まりました限度の一割程度といふことを頭の中においてやつていただくたいといふ申し合せになつておるわけでありまして、ただし、現実の場合をみますと、いふと、御承知のとおり手形にいろいろ種類がございまして、支払人の信用度いろいろ違ひますし、また割引依頼人の信用度によつてもいろいろ違ひなつておるわけでありまして、また景氣変動によりまして同じ債務者の信用度が時点を異にしますと違つてくるという場合もございまして、これをあまり機械的に適用することは無理かと存じます。

○説明員(佐々木庸一君) 御指摘のようにはなはだ遺憾でございまして、が、今までは十数回の通牒を出してしまつても、効果はあまりあがりませんでした。今回は今回は私も志を新たにいたしました。十分過去の例を反省しまして、効果のあがることを期待しておるわけでありまして、自衛申し合せがまず根本になるわけでありまして、けれども、今回の業界の氣持が、いふものは、今回の国会の御議論その他によりまして非常に変わつております。今度こそはやらなければならぬという氣持があり、あるように思われる次第でございまして。なお、われわれとしても、これを受けて、今氣運の高まつておるときでもございまして、前回行なわれしました特別検査、歩積み、両建問題だけを對象にいたしました特別検査を今後また実行いたしますように、これは相当長期間を要すると思つてゐるわけでありまして、今までの定例検査のうちに、歩積み、両建問題を組み込みまして、今後監視を厳重にやつていきたいと思つておるところでございまして。前回三月一日から九日までの報告を受けました。特別検査の模様の報告を受けました。金銭機関側でも非常に反省をしておられるといふことでもございまして、今回は前

じゃないかというふうに考えておりますが、今の点につきまして、もし一部にいろいろそういうふうな御意見もあるのだというふうなことでありましてならば、よく伺って見ますが、今の私の個人的な見解では、先生の御指摘と同じ考えを私も持っております。

○豊田雅孝君 閣議の關係でありますから、これは福田通産大臣に直接質問したほうがいいと思います。それで中小企業庁の長官からも福田通産大臣に、そういう質問もあつたという連絡をしておいてもらひまして、適當なときにあつた大臣に質問をします。同時に事務当局としては、投資会社制度の資金源と近代化ないしは高度化資金の資金源とは明らかに区別をして進むべきだという考えでありますから、その点で承ります。

次に、近代化促進法の關係であります。これは従来の法律の業種別振興法で業種を指定して、これの合理化をしてきたことは御承知のとおりであります。今、近代化促進法によつて業種指定をやると、その業種指定の際に、業種別振興法によつて指定せられてすでに合理化が進むとか、あるいは合理化をせられるものだという期待のもとに進んでおるものもあつた。次に近代化促進法では指定せられぬということになると、そこに大きなそごを来たし、また業界としてはその点をだいたい不安に思つておる向きもあるものであります。むしろ基本法ができ、近代化促進法が関連法として制定せられるならば、今までよりも一そう広い業種指定もあり、一そうその線での近代化、合理化があらうというふうに期待するのは、私は無理ではないと思つて

であります。むしろ逆に狭まつてくるといふことだと大いに問題だらうと思ひます。その点いかがでしようか。

○政府委員(補詰説明君) われわれもいたしましては、業種別振興法の六十六業種につきましては、それぞれ既定の方針で改善計画を策定いたしました。その改善計画に沿つた合理化、近代化が行なわれることが望ましいと思つております。今後ともその線に沿つて近代化が行なわれるように、いろいろの一般的な助成策というものは強化して参りたい、こう思つております。今、今回近代化促進法を提出いたしました。今までの助成法以上の特別の助成措置、すなわち資金の裏づけ、あるいは税法上の優遇というようなことをいたしたものは、これは中小企業の中でも、最近の自由化等の現状にかんがみまして、この際緊急に体質改善をはかるということが、国民経済全体的な見地からも非常に緊急に要請されておる、そういうものに限りまして、一般の人にはない税法上の恩典等を認めてまで引き上げていかなるを得ないのじゃないかというふうに、今まで以上に中小企業の環境が変わつてきて、同じ中小企業の中でも、国民経済全体に及ぼす影響の度合いというものの厚薄によりまして、この際特に取り上げなければならぬというものと、ある程度少し待つていただいても、国民経済全体としては何とかやれるものと、これはおのずからある程度の差はつけ得るのじゃないかということと、とりあえず業種別振興法におきましても、大体三年間で六十六の業種というものを指定して、今日逐次やつてきたわけでございますが、大体新

しい促進法におきましても、一年間二十程度というふうなものを頭に置きまして、そして税の特別優遇あるいは資金の絶対確保というふうなことに、重点的な施策をやつていく、これで全部終つたということじゃございませんで、その緊要度に応じて、以下逐次ほかの品目に及ぼすというふうによつていきたいと思います。思つておる次第であります。

○豊田雅孝君 そうすると、近代化にA、B二つのクラスができるというふうなことであります。

○政府委員(補詰説明君) 促進法の対象になるものと、助成法の対象になるものと二つできるわけでございます。業種別振興法の資金確保、これの金利は、特別金利でいき得るわけですか。

○政府委員(補詰説明君) 結局需要との關係で、これはそれぞれ変わつてくると思ひますが、機械の稼働率、あるいは稼働率が必ずしも一、二年間に一体どの程度のものを幾ら作るかといふようなこと、これは業種によつて適正規模も変わつてくるのは当然でございます。それで、それぞれの業種の実態に應じて、少なくともこの程度なければ非常に将来に乏しくなるといふたものを具体的に指示するようになつておると思つております。

○政府委員(補詰説明君) その金利の点につきましては、まだこれを必ず特別金利でいくということ等の話はいつておりません。

○豊田雅孝君 償却の点は租税特別措置法によつて特別償却を認める、これはどんなことになつておりますか。

○政府委員(補詰説明君) 促進法に指定された業種企業が使つております生産用の建屋、機械というものの、普通の償却よりも三分の一の毎年のように償却できるということをしたらと思つております。

○政府委員(補詰説明君) 今御指摘の通りに、基本がでるのでございまして、今までは薄くなるというところは考へておりません。今までの方針をさらに拡充する、しかもその中で特に緊急を要するものについては、この際画期的なプラスを加えるということ、全体の方針としては拡充しながら、その中でも特に必要なものについて特段の措置を講ずるということでございます。今、先生の御指摘になつた骨子が十分報いられるように、個々の法律を運用していきたくと思つております。

○向井長年君 促進法で二、三点お聞きしますが、この三条の中で、特に基本計画一から二は、大体必須事項ですね、それからそのあと八号までは大体任意事項と、こういう形になるのですか、こういう必須事項の問題については、目標を何年くらいに置いてきめられるつもりでありますか。

○政府委員(補詰説明君) 大体目標は五年程度ではなからうか、ものによりましては、三年というものも若干あると思ひますが、大体五年程度を一応目安といたしております。

○政府委員(補詰説明君) これは非常に抽象的な言い方になります。最近だんだん生産規模が大きくなつてきておる。生産規模が大きくなればなるほどいいようなものもございしますが、それは非常に専門化、単一の品質のものを作るといふ場合には、そういう規模を非常に大きくして作るということが、非常にコストを安くするといふことは確かにございしますが、同時に非常に特殊の用途に充てられるもの、あるいは専門的な商品というもので、必ずしも

○政府委員(補詰説明君) 大體目標は五年程度ではなからうか、ものによりましては、三年というものも若干あると思ひますが、大体五年程度を一応目安といたしております。

○政府委員(補詰説明君) これは非常に抽象的な言い方になります。最近だんだん生産規模が大きくなつてきておる。生産規模が大きくなればなるほどいいようなものもございしますが、それは非常に専門化、単一の品質のものを作るといふ場合には、そういう規模を非常に大きくして作るということが、非常にコストを安くするといふことは確かにございしますが、同時に非常に特殊の用途に充てられるもの、あるいは専門的な商品というもので、必ずしも

そう量はよけい要らないといったものがたくさんあるわけでございますので、そういうものは、これはむしろ中小企業が非常に小回りをきかせて作ることがいいのではないかと存じており

すが、これは一応標準的な場合の標準基準を告示するということで、あとはケース・バイ・ケースで、それぞれの企業が判断されるということにすればいいのじゃないかと思えます。

○向井長年君　そういう場合に、それは地域の場合はそれでいいのですが、特に経営主というか工場主というか、この人たちの能力とか財力とか、こういう問題も大きくそれに影響するわけでありますが、こういう問題については、どういう形で考えられるのか。

○政府委員(種詰誠明君) これは絵にかいたもちに終わったものでは意味がございませんで、現実の姿に照らしまして、この程度まではある努力すれば必ず達し得るのだという現実に立脚した目標というものを掲げたいと考えております。

○向井長年君 現実にはこの程度ならという判断をどういうところに置かれるのですか。

○政府委員(樋詰誠明君) これは大体適正規模というよりなことが、一応の前提になるわけでございまして、適正規模ということになりますれば、これは一人々々でできない場合には、やは

よということをお示しいたいと思っておりますが、人の問題につきましても、これは別途御審議願います指導法で、今後中小企業の経営者並びに技術者の能力を高めるということについて、特段の努力をするということによつて、この法律自体も補つていきたいと考えております。

○向井長年君 規模の問題、それでいいんですが、この資金確保の問題について、大体重点は設備費と言っていますか、こういうところに重点が置かれると思うのですが、実際問題として、中小企業は運転資金にも相当これは苦勞するわけですね。したがって、この問題としては、運転資金これは自己資本でやれ、こういうことであるのか、やはりそういう点は運転資金の場合に、おいても、なんぼか考える、こういうことになるのですか。

○政府委員(樋口誠明君) これは資金の全体的な、量的な確保ということにつきましては、政府関係金融機関からの貸出額と、それから御審議願っておられますような近代化あるいは高度化資金としての無利子の貸付があるというふうなものが、直接の財政資金とし

て出るわけでございます。このほか、保険制度を拡充するということによりまして、公庫の保険ということに最終的につながらせることによって、民間の金融機関からも金を引く張り出して、しやすくするというような方途を合わせ講ずることによって、少なくともこの指定されたものが設備、運転、両方面で困るというようなことのないように、いろいろ万全の注意を払っていきなさいと思っております。

のは、これは特に政府から要請するわけですか。

○政府委員（樋詰誠明君） 設備近代化の関係につきましては、三千万円まで

公庫で保険しましょう、現在七百万円まででございますが、そういうことに
よりまして、三千万円までの近代化設
備を作るといふ際には、最終的には国
の保険でめんどろ見ますからというこ
とで、民間金融機関も、安心して金が
出せるということを、新しい制度とし
て設けたいと思つてゐるわけです。

○向井長年君　その設備費ですが、設
備については、その一つの企業の設備
に對するもの、どのくらいの割合で、
おそらく全部じゃないでしょうが、ど
のくらいの割合で政府はこれを貸し付
けるのか、無利子で……。

○政府委員(樋詰誠明君) 無利子で貸し付けますのは、さしあたりは二分の一ということでございます。したがって、いろいろな機械、同じ種類の工

場と申ししましてもたくさん機械があるわけですよ。どの機械でもというわけじゃございませんで、こういう製造業のこういう機械といつて、機械も、種類を指定いたしますので、その機械も

買うとすれば半分見てあげましょう、それに伴う一般的な汎用モーターとか、そういうものがありますが、そういうものは別途自分でひとつ考えて下さいというわけです。

○向井長年君　その事業の特殊な機械ということになりますね、特定の機械、その設備に対してのいわゆる二分の一、その製品を行なうところの全部の設備費の二分の一というわけじゃございませんね。

りてゐる。

○向井長年君　これでけっこうです。
○委員長（赤間文三君）　速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長（赤間文三君）速記を起こし
て。

本日はこの程度で散会することになります。

午後三時五十九分散会

昭和三十八年四月八日印刷

昭和三十八年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局